



第2次神流町総合計画  
(平成25年～平成34年)

# 小さな町の底力!

町民主役のまちづくり ●

KANNANA

神流町





第2次神流町総合計画  
(平成25年～平成34年)

# 小さな町の底力!

町民主役のまちづくり ●

# KANNINA

# ごあいさつ

神流町長 宮前 鍬十郎



本年は神流町が誕生して10年の記念すべき年であります。この節目の年に、平成25年度から平成34年度の10か年を計画期間とする新しいまちづくりの指針となる第2次神流町総合計画を策定いたしました。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、国の財政運営と構造改革をはじめとする地方分権の推進により、地方行政のあり方、住民自治のあり方が大きく変わろうとしています。

このような状況下、神流町が今日まで築き上げたまちづくりを礎にさらなる発展をめざし、本計画では、まちの将来像を「小さな町の底力！町民主役のまちづくり」と掲げ、その将来像を実現するために6つの基本理念をもとに施策項目を定めました。

この新しい計画の実現にあたっては、町民と行政が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠だと考えております。町民や地域が秘める活力が底力となり、子どもから高齢者までの誰もが主役となる町民参加のまちづくりにより、地方分権にふさわしい個性豊かで魅力ある神流町を築いていきたいと決意しております。

本計画の策定にあたっては、総合計画審議会の委員各位をはじめ、貴重なご意見を頂きました「まちづくり会議」の皆様やアンケートにご協力頂きました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進につきまして、町民の皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# ■ 目次 ■

## 第1編 総論

第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の性格と役割	3
第3節 計画の構成と期間	4
第2章 町の概況	5
第1節 位置と地勢	5
第2節 町の沿革	5
第3節 人口と世帯	6
第4節 産業の状況	9
第5節 財政の状況	10
第6節 町を取り巻く社会潮流	11
第7節 国及び県計画の概要	14

## 第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	18
第1節 将来像と基本理念	18
第2節 将来指標	20
第3節 土地利用の方向性	24
第2章 まちづくりの主要課題	25
第3章 まちづくりの体系	28
第4章 まちづくり会議	30

## 第3編 基本計画

<b>第1章 安全で笑顔あふれ 暮らしやすいまち</b> .....	34
第1節 消防・防災の充実.....	34
第2節 治山・治水対策.....	36
第3節 交通安全の推進.....	37
第4節 防犯対策の強化.....	39
第5節 医療の充実.....	40
第6節 健康づくりの推進.....	42
第7節 地域福祉の推進.....	44
第8節 障がい者（児）福祉の充実.....	46
第9節 高齢者福祉の充実.....	48
第10節 乳幼児保育の充実と子育て支援 .....	51
<b>第2章 地域資源を活用した産業を起こし 活力のあるまち</b> .....	53
第1節 農林業の振興.....	53
第2節 商工業の振興.....	56
第3節 観光の振興.....	58
第4節 観光の開発と強化.....	60
第5節 恐竜センターの充実.....	62
<b>第3章 豊かな自然の保全と共生に努め 安らぎのあるまち</b> .....	64
第1節 自然環境の保全・活用.....	64
第2節 環境美化・衛生環境の充実.....	66
第3節 水道施設の充実.....	68
第4節 快適な住環境の整備.....	70
第5節 情報・通信基盤の充実.....	72
第6節 道路交通網の整備.....	74
第7節 国土調査（地籍調査）の推進.....	76
第8節 土地の有効利用.....	78

<b>第4章</b>	<b>ふるさとに愛着をもち 豊かな人材を育てるまち</b>	80
第1節	学校教育の充実	80
第2節	生涯学習の推進	82
第3節	生涯スポーツの振興	84
第4節	青少年の健全育成	86
第5節	歴史の保全と地域文化の振興	88
第6節	図書館の充実	90
<b>第5章</b>	<b>もてなしを大切にした 心ふれあう交流のまち</b>	92
第1節	地域行事の奨励による交流の促進	92
第2節	観光と連携した交流の促進	94
第3節	I・Uターン者の奨励と定住の促進	95
<b>第6章</b>	<b>地域住民が主役 住民自治のまち</b>	97
第1節	地区の活性化（地域コミュニティの充実）	97
第2節	行財政経営の推進	99
第3節	男女共同参画の推進	101

## 参 考 資 料

神流町総合計画策定条例	104
神流町総合計画審議会条例	106
神流町総合計画審議会委員名簿	107
神流町総合計画策定委員会規程	108
神流町総合計画策定委員会名簿	109
神流町総合計画策定プロジェクトチームの設置及び運営に関する要領	110
神流町総合計画策定プロジェクトチーム名簿	112
神流町総合計画「まちづくり会議」名簿	113
諮 問	114
答 申	115

# 第1編

## 総論

---

第1章 計画の概要

第2章 町の概況





# 第1編 総論

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

神流町は、平成15年4月1日に旧万場町と旧中里村の2町村の合併により誕生しました。合併にあたり策定された町の将来像を「元気 活気 勇気のあるまちづくり」と定め、本町の持つ貴重な自然環境や資源等を活かした地域活性化策をはじめとする様々な取り組みを展開してきました。また、合併による町の一体感の醸成を図るため、合併建設計画を基本とする各種生活基盤や産業基盤の重点的な整備を図りながら、活力と個性あふれるまちづくりを推進してきました。

このような中、少子高齢化の進行をはじめ、人口減少社会の到来、高度情報化や国際化の進展、地球的規模の環境問題への対応、さらには、地方分権の進展などにより、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、社会・経済のグローバル化が進展し、世界的な経済不況や長引く景気の低迷が懸念される中、地域主権・地方分権改革が一層推進され、地方自治体には、これまで以上に「自己決定」と「自己責任」による、自主的かつ自立的なまちづくりが求められています。

本町においても、人口の減少や超高齢化社会の到来、長引く景気の低迷などに伴う就業機会の不足などから、地域活力の低下が懸念される中で、いかに地域の資源を最大限に活用しながら活力を生み出し、持続可能な地域社会を構築していくことが、大きな課題となっています。

第2次神流町総合計画は、今後、本町を取り巻く多様な地域課題や諸情勢に対し、的確に対応していくために、民間の優れた経営理念や手法を積極的に取り入れ、より効果的かつ効率的で透明性の高い行政経営を推進し、長期的な視点に立ち、さらなる町勢発展のための指針として策定するものです。

## 第2節 計画の性格と役割

### 1. 行政経営の指針

本計画は、町政の長期的展望を踏まえ、行政活動を総合的かつ戦略的に進めていくための指針としての役割を担います。

### 2. まちづくりの指針

本計画は、町政への町民参画や諸団体のまちづくりの共通目標、活動指針としての役割を担います。

### 3. 最上位計画としての指針

町の最上位計画として、福祉や教育、産業などの分野における個別計画を策定する際の指針としての役割を担います。

### 4. 他の関係機関に尊重されるべき指針

国、県などが、本町に係る計画策定や事業を実施する際、最大限尊重されるべき指針としての役割を担います。



第3節 計画の構成と期間

第2次神流町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されています。それぞれの計画期間と役割は次のとおりです。

1. 計画の構成

(1) 基本構想

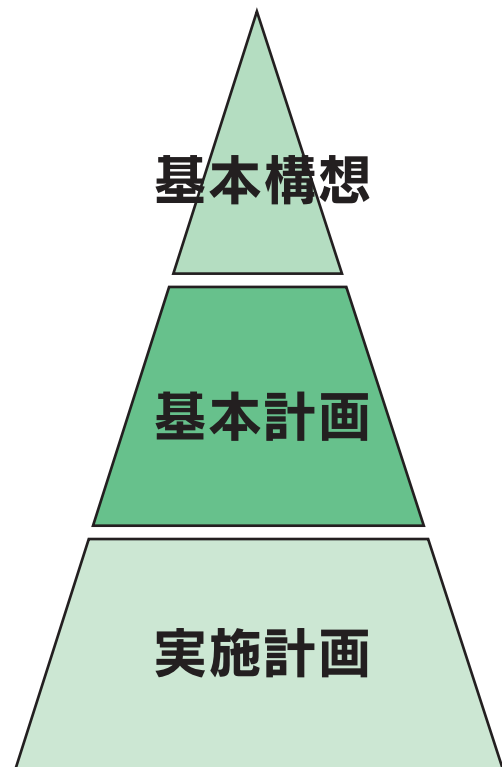
平成34年度（2022年度）までの10年間における町勢振興の基本目標、目的達成のための主要課題（7項目）と基本的な方針を明らかにするとともに、人口などの基本指標を示しました。

(2) 基本計画

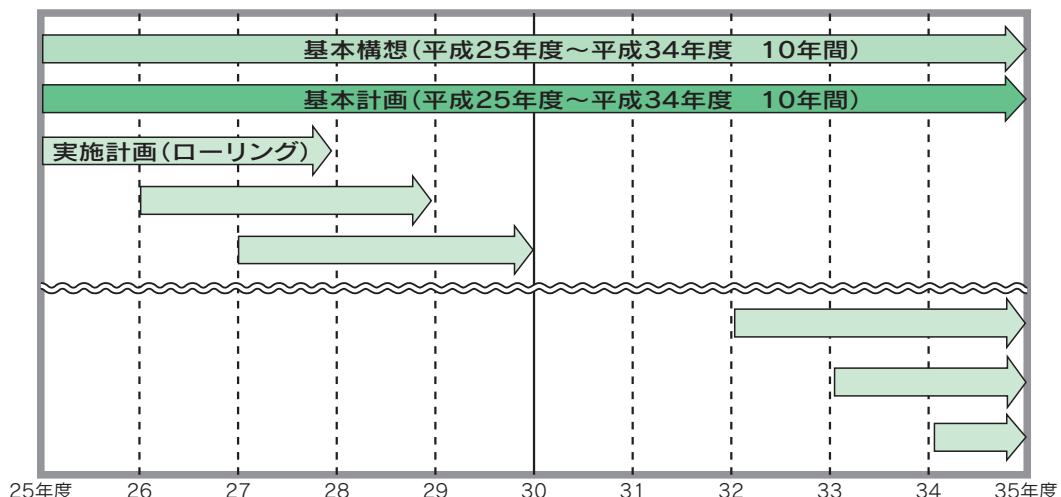
基本構想を実現するために、各行政分野における現況と課題を踏まえ、基本構想の期間における施策の方針と概要を明らかにしました。

(3) 実施計画

基本計画で示された施策を財政状況や社会情勢を考慮して選択し、実施する短期計画で、予算編成の指針となるものです。計画は、3カ年の□ーリング方式\*により毎年度改定します。（実施計画は本書には掲載されません。）



2. 計画の期間



\*ローリング……計画と現実の間に生じる差異を埋めるための計画の見直し方法

## 第2章 町の概況

### 第1節 位置と地勢

本町は、群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、面積は114.69km<sup>2</sup>で、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接しています。

標高は、神流町役場が約340m、中里合同庁舎が約425m、最高は赤久縄山の1,522mとなっており、周囲には1,000m前後の山々が連なっています。

土地の状況は、周囲を山々に囲まれているため、平坦地が極めて少なく、林野面積が町の88.3%に及ぶ反面、農地としての水田はなく、急峻な地形を利用した段々畑などの農地面積が1.8%となっています。住宅地は、神流川及びその支流に沿うように僅かな緩斜地に集落が点在しています。

河川は、町名の由来となった神流川が、町の中央部を西から東へ流れ、多くの支流が注いでいます。また、神流川は、国土交通省関東地方整備局が実施する「関東地方の一級河川における水質調査」において、5年連続関東一となるなど毎年上位にランクされています。

地質は、関東山地北縁にあたり、中・古生代の地層が広く分布しています。これらは、南に中生代白亜紀の山中層群、北に中生代三畳紀からジュラ紀の秩父累帯北帯が、東南東から北北西に帯状をなしています。山中層群は、頁岩、砂岩、礫岩からなり、大型化石の産出もみられます。一方、秩父累帯北帯は頁岩、砂岩、チャート、石灰岩を主体としますが、玄武岩や凝灰岩も含まれ、一部に広域変成岩類も認められます。

気候は、1,000m級の山々によって南北二方が塞がれているので、神流川の右岸と左岸で気象条件が異なり、特に、右岸は冬期間における日照条件が悪く、住民生活には厳しい面が多くなっています。

### 第2節 町の沿革

本町は、縄文時代の遺跡が数多く、そのほか、弥生時代、平安時代の遺跡も発掘されており、神流川の谷を通じて古くから文化の開けた地域でした。

江戸時代には、幕府直轄の天領として山中領に属し、下山郷、中山郷に分けられていました。その後、廃置分合を重ね、明治22年市制町村制が施行され、神川村、中里村となり、明治29年の郡域の変更に伴い、多胡、緑野、南甘楽の3郡を合わせ多野郡となりました。後に、神川村は大正15年に町制施行を経て万場町となり、万場町及び中里村は、昭和の合併を経験することなく、明治時代に確立された町村域のまま120数年を経過した後、平成15年4月、いわゆる「平成の大合併」の県内第1号として神流町が誕生しました。

第3節 人口と世帯

1 人口と世帯数の推移

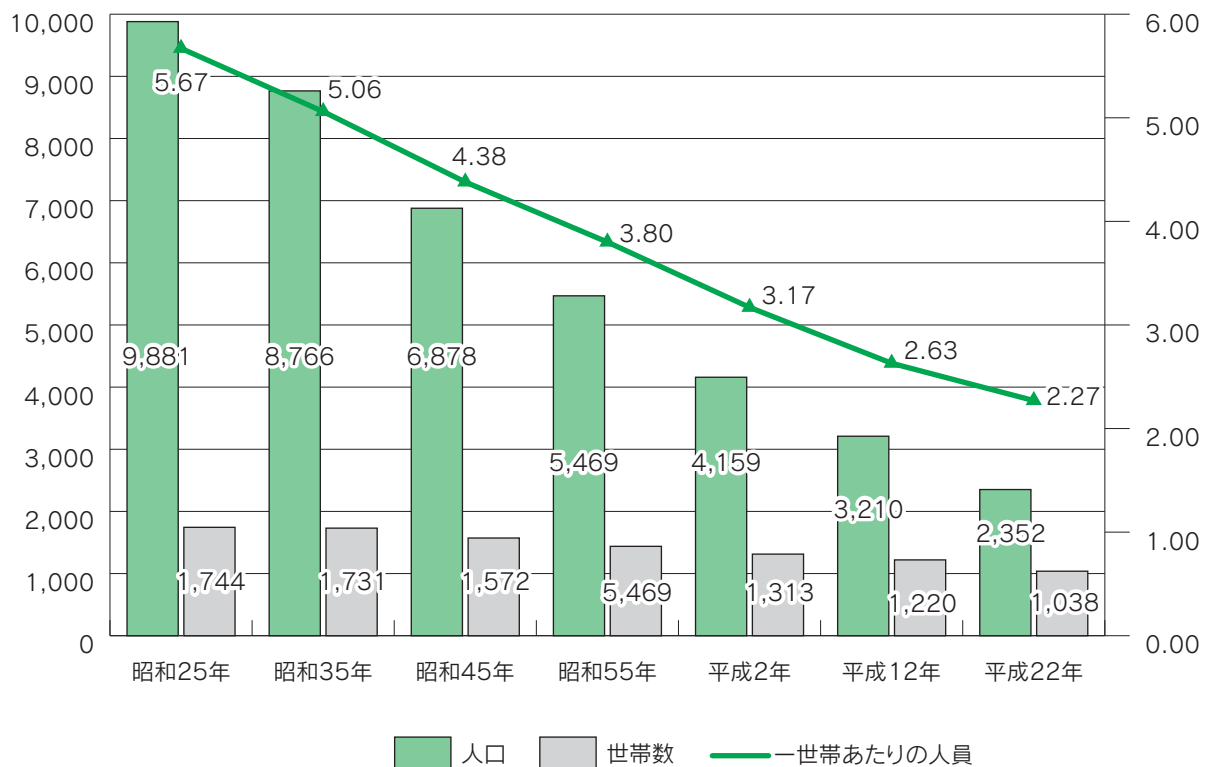
平成22年国勢調査によると、日本の総人口は、前回調査に比べ微増（年平均0.05%増、平成17年から0.2%増）となりました。一方、総人口に占める日本人の人口は微減（年平均0.06%減、平成17年から0.3%減）となり、日本人と外国人を分けて統計を取り始めた1970年以降、初めて減少に転じ、本格的な人口減少社会になったことが、国勢調査でも裏付けられました。

このような中、本町の人口は、昭和30年代の高度経済成長期における都市部への流出により、急激な人口移動をもたらし、昭和35年以降は、著しい人口減少となっています。本町において、最も人口が多かった昭和25年国勢調査人口9,881人に対し、平成22年国勢調査では2,352人で、実にこの60年間に7,529人（△76.2%）の減少となっています。

世帯数は、平成22年国勢調査が1,038世帯で、昭和25年の1,744世帯と比較すると706世帯（△40.5%）減少しています。また、一世帯あたりの人員は、昭和25年の5.67人から平成22年の2.27人へと減少しており、単独世帯や核家族世帯などの少人数世帯の増加が、一世帯あたりの人員の減少の要因となっています。

■人口総数・世帯数・一世帯あたりの人員

（資料：国勢調査）

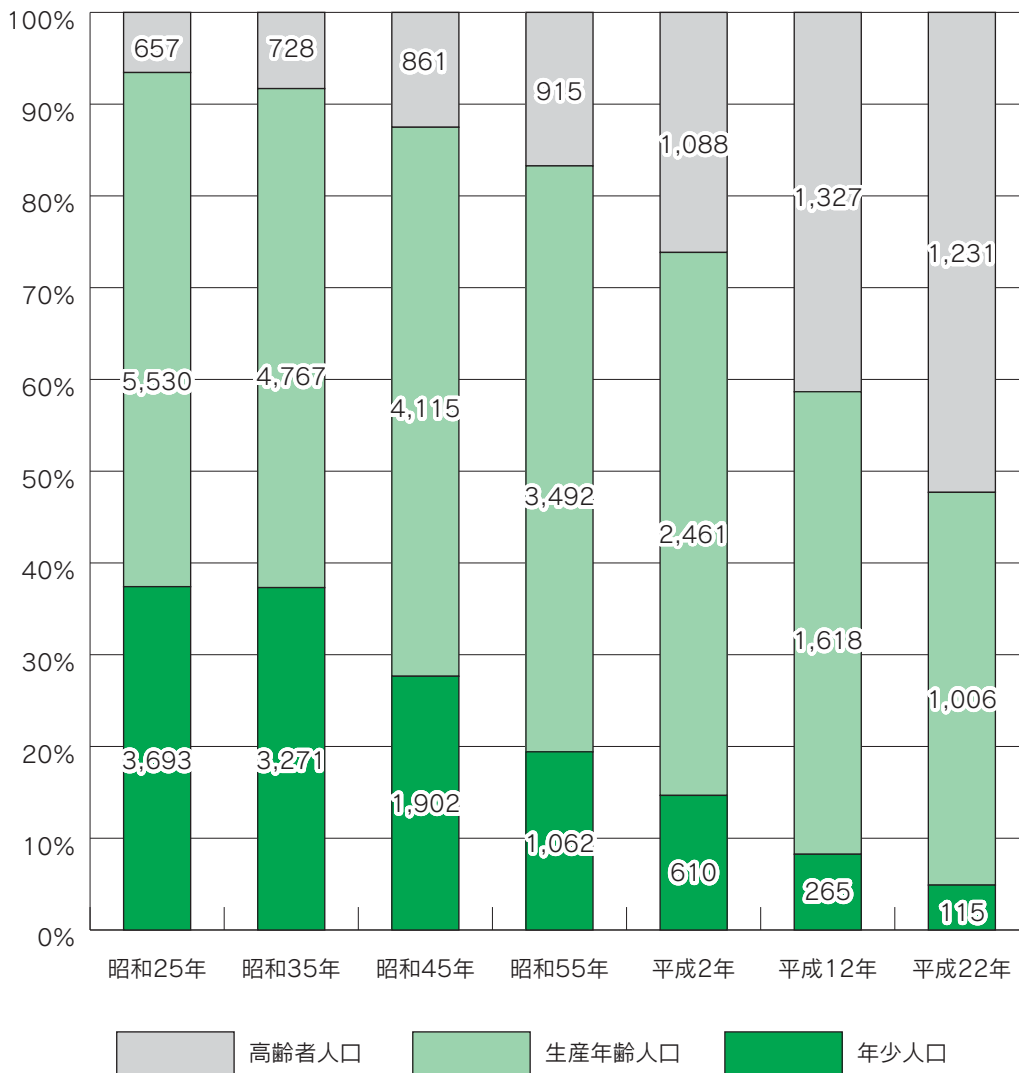


## 2 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口は、平成22年国勢調査の年少人口115人（4.9%）、生産年齢人口1,006人（42.8%）、高齢者人口1,231人（52.3%）となり、国勢調査を開始以来、総人口に占める高齢者人口の割合が初めて50%を超えました。急激な人口減少が始まった昭和35年と比較すると、年少人口は3,156人（△96.5%）の減少、生産年齢人口は3,761人（△78.9%）の減少、高齢者人口は503人（69.1%）の増加となっています。激しい人口減少により、この50年間で過疎化とあわせ、少子・高齢化が著しく進んだことが伺えますが、割合では増え続けている高齢者人口も、平成22年国勢調査の実数では、初めて減少へと転じました。

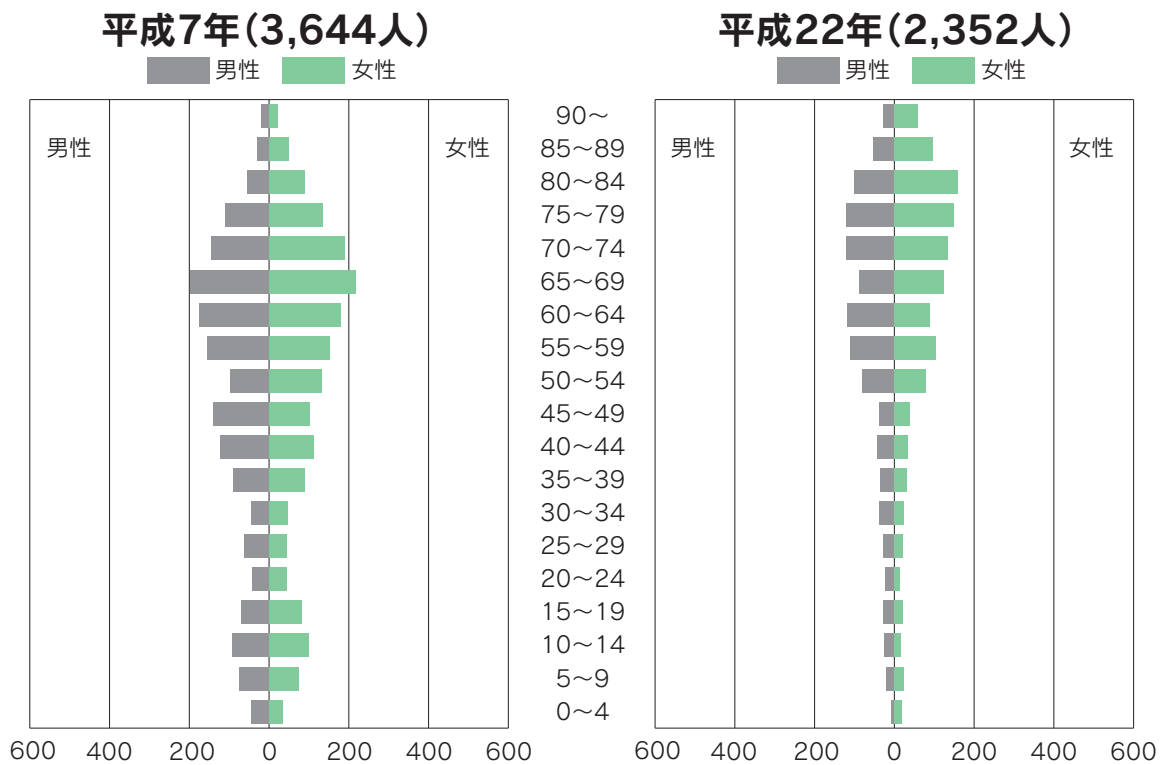
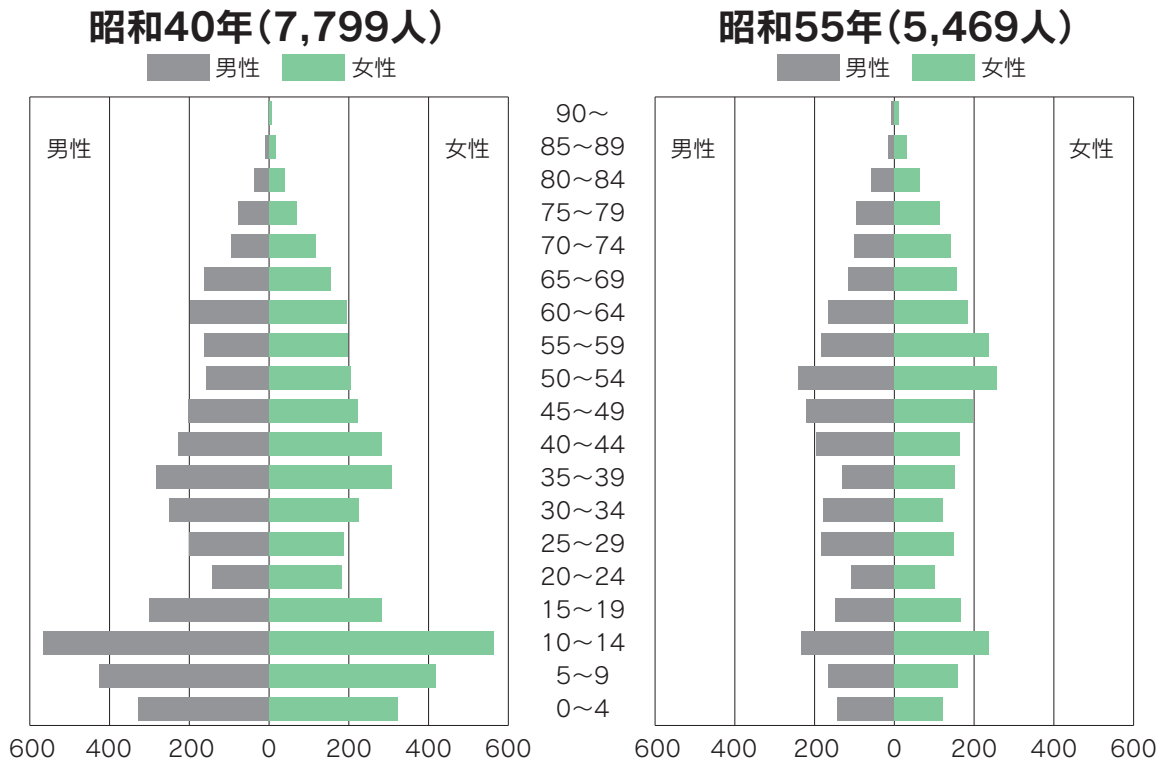
■年齢階層別人口及び構成比率の推移

（資料：国勢調査）



男女別年齢階層人口構成の推移

(資料：国勢調査)





## 第4節 産業の状況

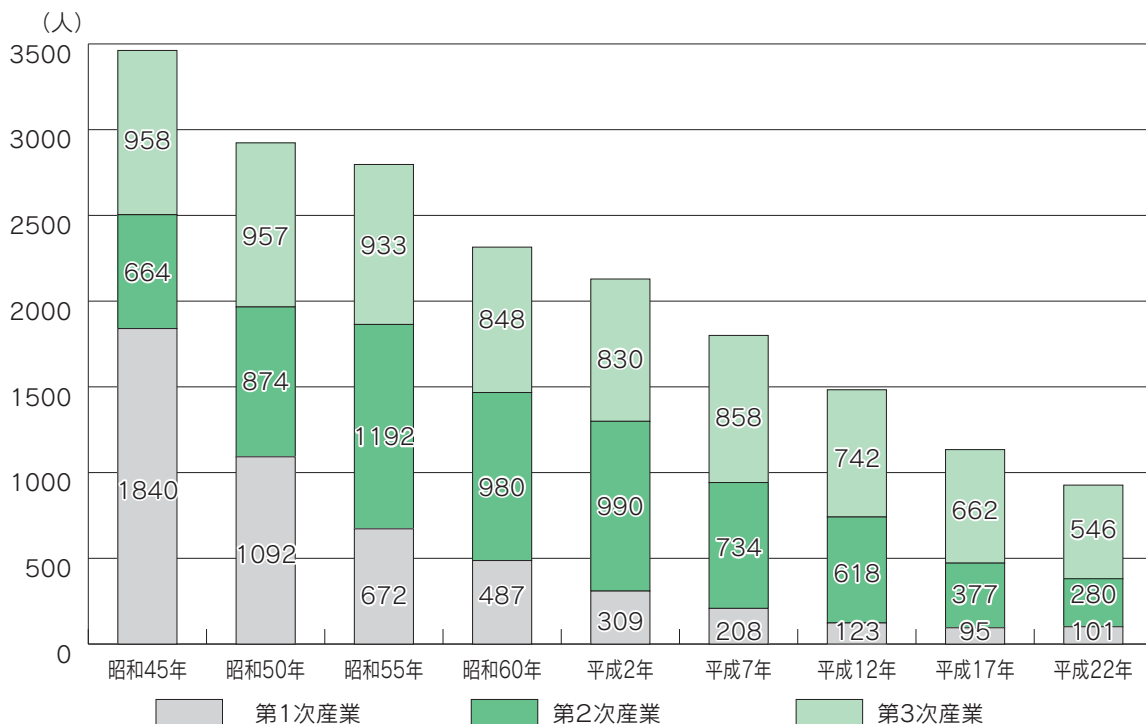
本町は、古くから主幹産業として農林業が盛んに営まれてきましたが、国の経済産業や本町の人口構成の変化により、その産業における就業者数は大きく減少しました。なかでも、農林業における就業者数の減少は、本町のみならず、全国的な問題となっていますが、特に、本町では、林業とともに主幹産業であった、養蚕、こんにやく、梅などの農業が、地形的な制限による経営規模の問題、少子高齢化による従事者の減少、国外産低価格農産物の輸入などの影響により、衰退の一途を辿っています。これらは農林業の他産業への移行を助長し、産業構造が第1次産業から第2次・第3次産業へと推移した大きな要因となっています。

その第2次産業となる製造業は、日本の高度経済成長やバブル好景気により、事業所や就業者を伸長させましたが、バブル崩壊後は、本町の立地条件、人口の減少、少子高齢化と相まって大きく減少しました。また、昨今の世界的経済状況の悪化から、事業所の廃業や撤退などによる、雇用機会の減少が深刻な問題となっています。

第3次産業における商業は、本町のみならず、奥多野地方の中心的商店街として、極めて重要な役割を果たして推移してきましたが、近年では、人口の減少、自動車の普及による地域住民の購買圏の拡大、消費者ニーズの多様化などにより、極めて厳しい状況にあります。今後、地域における商店の減少は、買い物弱者が生活用品などの購入に困窮することが予想されることから、住民生活に大きな影響を及ぼすおそれが懸念されます。

## ■産業別就業者数の推移

(資料：国勢調査)





第5節 財政の状況

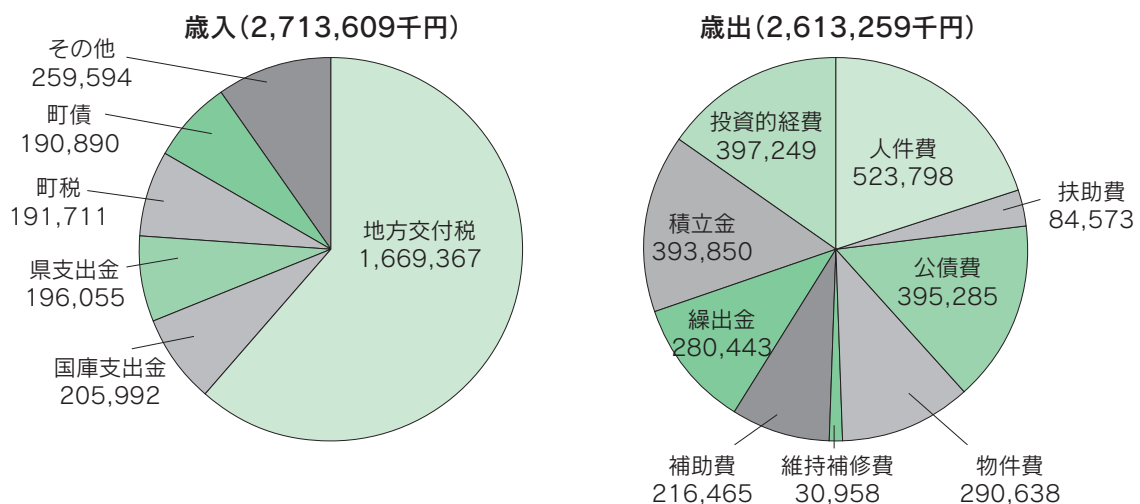
平成22年度における、一般会計の歳入総額は27.1億円、うち地方交付税は16.7億円で、歳入総額の61.5%を占め、町税は1.9億円の7.1%に過ぎず、地方交付税に依存する割合が高くなっています。本町における地方交付税は、平成15年4月に町村合併をしたことで、合併特例法の規定による合併算定替により交付されてきましたが、11年度目となる平成26年度以降は、段階的に縮減されることになります。

一方、歳出総額は26.1億円、うち人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は10億円で、歳出全体の38.4%を占めており、年々減少傾向にあります。

自治体の財政力を示す指標である財政力指数は、平成22年度で0.15（県内市町村平均0.75）となっており、県内自治体の中で最も低く、財政基盤が脆弱な町といえます。

■平成22年度決算状況（一般会計）

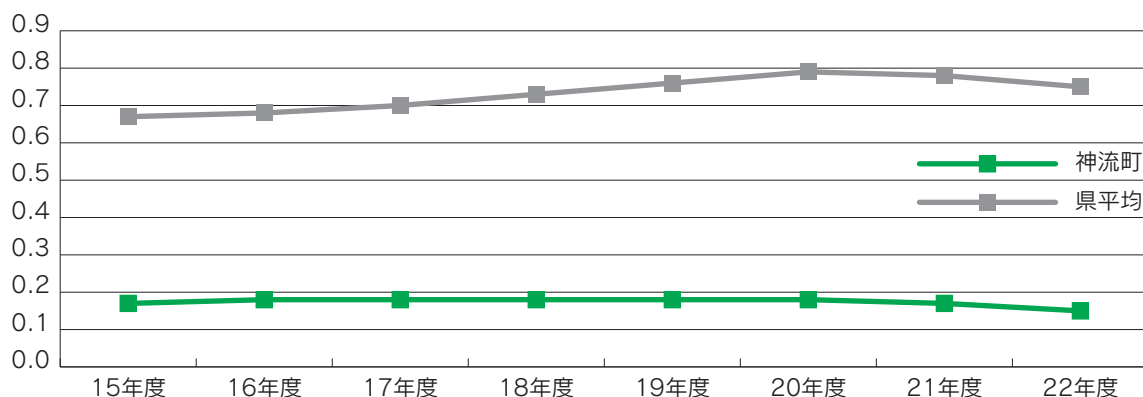
（資料：地方財政状況調査）



※平成22年度の歳入・歳出総額には、国による「各種臨時経済対策事業」が含まれます。

■財政力指数の推移

（資料：県資料）



## 第6節 町を取り巻く社会潮流

政治・経済をはじめとした社会情勢が急激に変化する中、小さくても活力ある神流町を維持しつつ、発展させていくためには、町や町民を取り巻く社会動向を的確に捉え、時代の要請に、柔軟に対応したまちづくりを進める必要があります。

第2次神流町総合計画策定にあたり、町を取り巻く社会の潮流について、次の6項目をあげておきます。

### 1. 地方分権の進展と住民参加

平成12年に施行された地方分権一括法は、国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと変換し、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られました。これにより、地方公共団体は、自らの判断と責任において、個性や特性などの地域の実情に沿った、主体的なまちづくりの展開が求められることとなりました。

その後、国庫補助金、税源移譲及び地方交付税からなる「三位一体改革」が実施され、平成19年には、地方分権改革推進法の施行、現在においては、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取り組みが進められています。

このため本町においては、地方自治の本旨に基づき「地域のことは地域自らが考え、決定し、解決する」という、自らの判断と責任により、町の実情に沿った行政を展開するとともに、町民のまちづくりへの参画意欲が高まるよう、また、その意欲をまちづくりに活かせる参加の仕組みを確立していくことが重要となっています。

### 2. 少子高齢化と人口減少社会の到来

平成22年国勢調査による我が国の総人口は、前回調査（平成17年）から0.2%増加したものの平成22年国勢調査がピークといわれ、以降長期の減少傾向に入る歴史的瞬間にあります。また、世界の主要先進国の中で最も高齢化が進んでおり、平均寿命は世界一の水準に達し、戦後の第1次ベビーブームの中で生まれた年代、いわゆる「団塊の世代」が、すべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が更に増加し、今後、一層の高齢化の進展が見込まれます。

一方、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低となる1.26となった後、平成22年には1.39まで回復しましたが、現在の人口を維持するために、必要な出生率の水準である2.07を大きく下回っており、今後も少子化が進展していくものと予測されます。

本町における、人口の減少と少子高齢化は顕著にあらわれ、人口は、この10年間で26.7%にあたる858人の減少、年間の出生人口は10人を下回る僅少で、高齢化比率にあつては52.3%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2035

年には、高齢化比率が70.2%になると予測されています。

このような、少子高齢化の進行と著しい人口減少は、本町における労働力人口を減少させ、将来における町の発展と地域の存続が懸念されます。

### 3. 環境への配慮と資源循環型社会の構築

近年、二酸化炭素の排出に伴う地球温暖化やフロンガスによるオゾン層の破壊等の問題は、21世紀の地球規模の課題として、国際的に議論されており、特に温暖化防止対策をはじめとした環境諸施策は、行政の重要課題として位置付けられています。

また、東日本大震災による東京電力福島第一発電所の事故を受けて、エネルギー政策は、太陽光や太陽熱、風力、水力、**バイオマス\***などの再生可能エネルギーによる新たな産業を育てようという動きが始まっています。

本町においても、群馬を代表する清流「神流川」をはじめ、多くの森林資源など、生活に欠かすことのできない、豊かな自然を有していることから、あらゆる観点からの環境施策を推進し、その貴重な資源を保全するとともに、後世へ引き継ぐため、町民と行政が一体となって、環境問題に取り組んでいく必要があります。

### 4. 高度情報化社会の到来

近年、パソコンやインターネット、携帯電話などに代表されるモバイル通信などの情報通信技術は、世界規模で発展しています。我が国においても、インターネットを中心とするネットワーク技術が発達し、デジタル化された情報の処理・通信が、飛躍的に向上しています。また、これらのパソコンや携帯電話などの情報処理装置は、高性能化・小型化とともに低価格化して、企業や家庭において急速に普及し、日常生活に不可欠なツールとなっています。

こうした情報通信技術は、大量かつ高度に処理された情報を迅速かつ広範囲に通信させ、経済、社会、生活のあらゆる面での発展に大きく貢献するとともに、地球規模に広がったコンピュータネットワークの中で、新しいサービスやビジネスモデルを次々と生み、企業活動のグローバル化や国民の価値観・**ライフスタイル\***の多様化を急速に進めています。

本町においても、**ケーブルテレビ\***網の構築により、インターネット環境が都市部並みに整備されたことから、山村や過疎地における**SOHO\***などの新たなインターネット事業の展開が期待できます。

一方、このような高度情報化の進展は、個人情報漏洩やネット犯罪などの大きな問題を抱えています。今後、プライバシーをはじめとする、個人・企業の権利利益が侵害されぬよう、**情報リテラシー\***の必要性が求められています。

## 5. 価値観の変化とライフスタイルの多様化

人々の価値観やライフスタイルは、社会の成長とともにあった「生産・生活重視」から「物の豊かさ」へ、さらには、ゆとりを活かした創造的な生活や健康志向の高まりなどの「心の豊かさ」へと変化し、社会の成熟とともに多様化しています。

こうした人々の価値観やライフスタイルの変化は、これまで以上に住民ニーズの多様化・複雑化をもたらし、町の暮らしやすさや愛着・親しみの感じ方、永住志向についても意識が変化しているものと考えられます。

このような、人々の様々な価値観やライフスタイルを受け入れるには、社会システムの整備や価値観の変化の芽生えを的確に捉え、推進するような施策が求められており、本町においても、「心」に着目した施策の展開と、社会の動向による価値観やライフスタイルの変化に、注視していく必要があります。

## 6. 安心・安全に対する国民意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本がかつて経験したことがない大惨事となり、地震や津波によって多くの人命が犠牲となりました。また、近年では、台風の大型化やゲリラ豪雨による異常気象により、全国各地で土砂災害などが発生し、甚大な被害をもたらしています。

これらの被害から、我が国における、安心安全を求める意識は、全国的に高まり、国や地方自治体における防災体制の確立と、地域における防災のあり方は、喫緊の課題となっています。



鮎の塩焼き  
関東一きれいな川として認定されている神流川でとれた鮎。

\* **バイオマス**……再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。例として廃棄される紙、家畜排せつ物、製材工場残材、下水汚泥等や稲わら・麦わら等やさとうきびやトウモロコシなど

\* **ライフスタイル**……個人に合った生き方・生活行動の様式

\* **ケーブルテレビ**……テレビ放送の難視聴地域の解消を目的として生まれた。近年は多チャンネル、インターネット等のあらゆるサービスに利用されている

\* **SOHO**……Small Office/Home Office（スモールオフィス・ホームオフィス）の略。パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者

\* **情報リテラシー**……情報を自ら選択、収集、活用、編集、発信する能力

## 第7節 国及び県計画の概要

### 1 国の計画（21世紀の国土のグランドデザイン：全国総合開発計画）

国は、21世紀にふさわしい国土づくりの指針を示すため、第四次全国総合開発計画に代わる「21世紀の国土のグランドデザイン」を平成10年3月に閣議決定しました。

#### (1) 目標年次

平成22年（2010年）～平成27年（2015年）

#### (2) 計画の基本的な考え方

国土を巡る諸状況の大転換として、国民意識、地球時代、人口減少・高齢化時代、高度情報化社会の4つ項目を挙げ、21世紀の文明にふさわしい国土づくりを進めていくためには、国土構造形成の流れを太平洋ベルト地帯への一軸集中から東京一極集中へと繋がってきたこれまでの方向から、明確に転換する必要性を掲げています。また、国土構造形成の流れを望ましい方向に導くため、複数の国土軸である、西日本国土軸、北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸の4つの国土軸が、相互に連携することにより形成される、多軸型の国土構造を目指すこととしています。

#### (3) 計画における戦略

多軸型の国土構造の形成となる、長期構想実現に向けて、4つの戦略を展開することとしています。

- ア. 中小都市と中山間地域が連携した『多自然居住地域の創造』
- イ. 三大都市空間を修復・更新・有効活用する『大都市のリノベーション\*』
- ウ. 都道府県を超えた軸上の地域が広域的な連携をはかる『地域連携軸の展開』
- エ. 大都市に依存しない自立的な国際交流活動による『広域国際交流圏の形成』

#### (4) 計画の実現に向けた取組み

地域の選択と責任に基づく、主体的な地域づくりを重視して、自治体や住民、ボランティア団体、民間企業など、多様な主体の「参加」と、既存の行政単位の枠を超えた地域間の「連携」によって、国土づくり、地域づくりを進めることとしています。

\*リノベーション……既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること



## 2 県の計画（はばたけ群馬プラン：第14次群馬県総合計画）

群馬県は、本県の現状と県民ニーズ、時代の潮流を踏まえた10年の展望に基づき、第14次となる、群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」を平成23年3月に策定いたしました。

### (1) 計画期間

平成23年度～平成27年度（5カ年計画）

### (2) 基本構想

計画は、「先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる」を基本理念とし、計画期間に実施する県施策の目標・方向を示すと同時に、地方分権の進展により、県、市町村の役割が変わりつつあることから、市町村・県民と協力・連携しながら、県政運営を行っていくための指針としています。

また、基本理念を実現するために、人の力、安全・安心な暮らし、産業活力・社会基盤の3つの基本目標を県政運営の柱と位置づけ、群馬の強みや潜在力を活かす施策を展開し、県政を力強く推進することとしています。

**基本目標Ⅰ 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり**

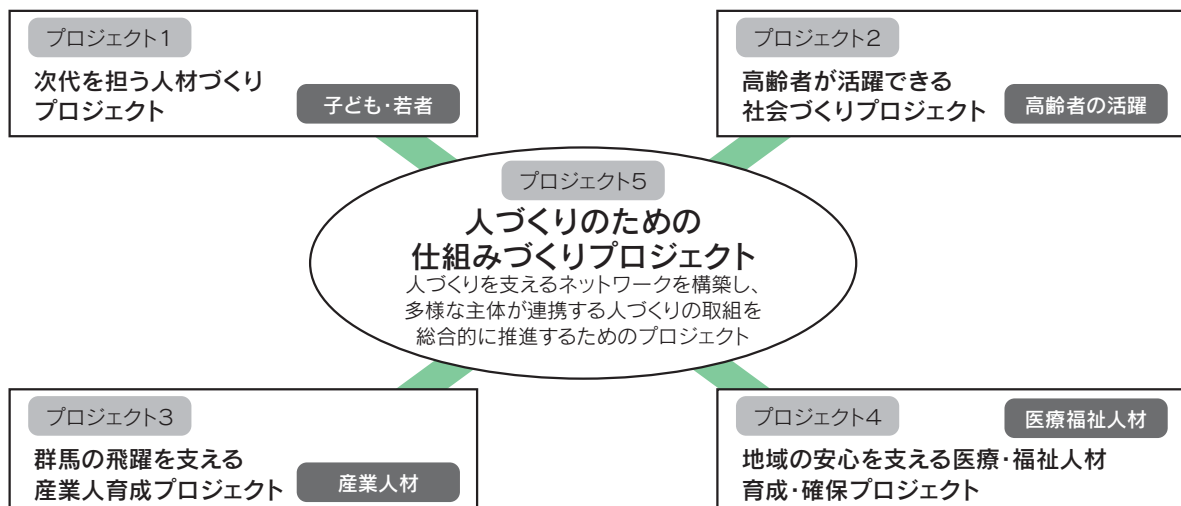
**基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり**

**基本目標Ⅲ 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり**

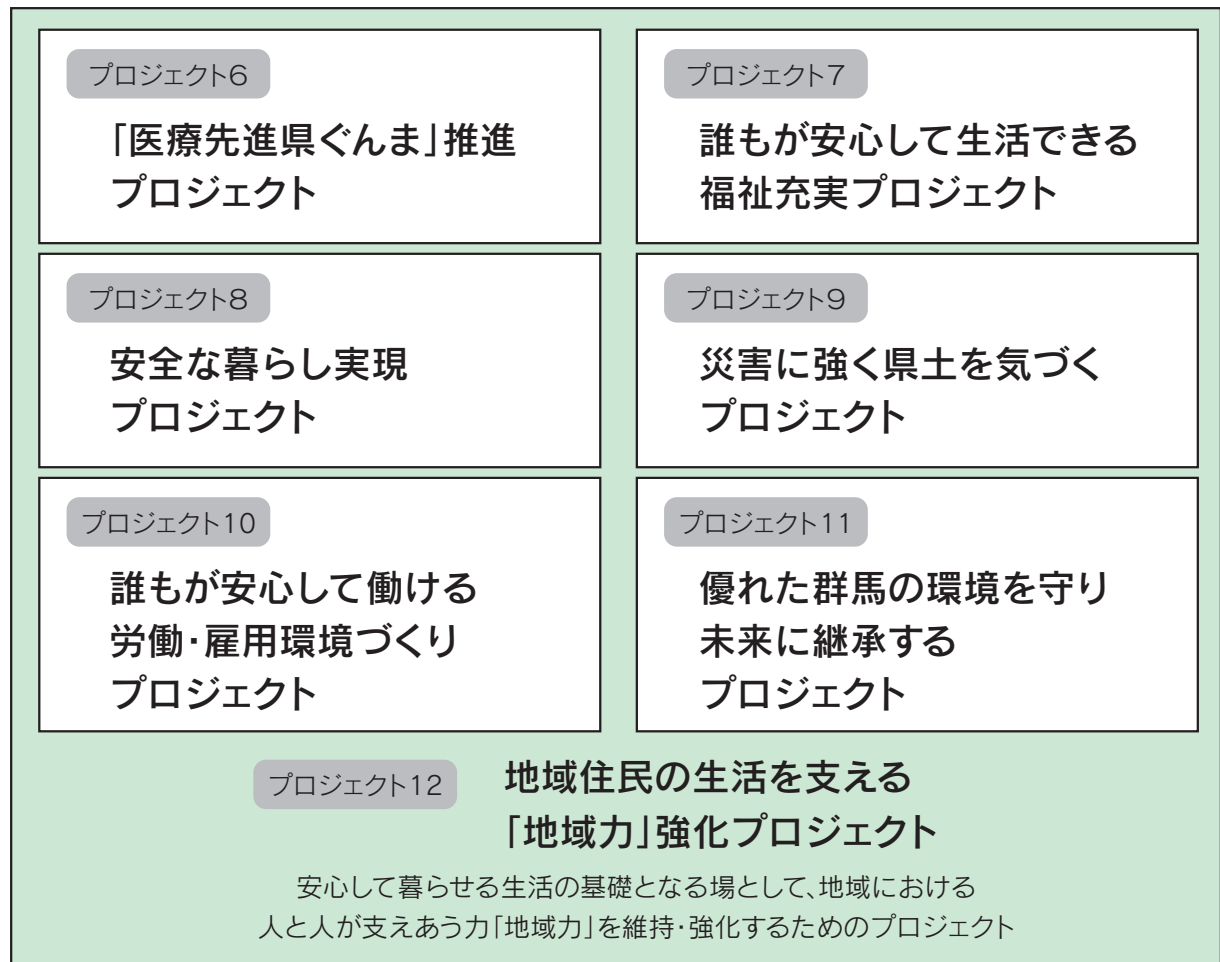
### (3) 重点プロジェクト

基本構想で掲げた3つの基本目標の実現に向けて、基本目標ごとに推進する具体的な15のプロジェクト（平成24年4月現在）を設定しています。（以下、県計画より）

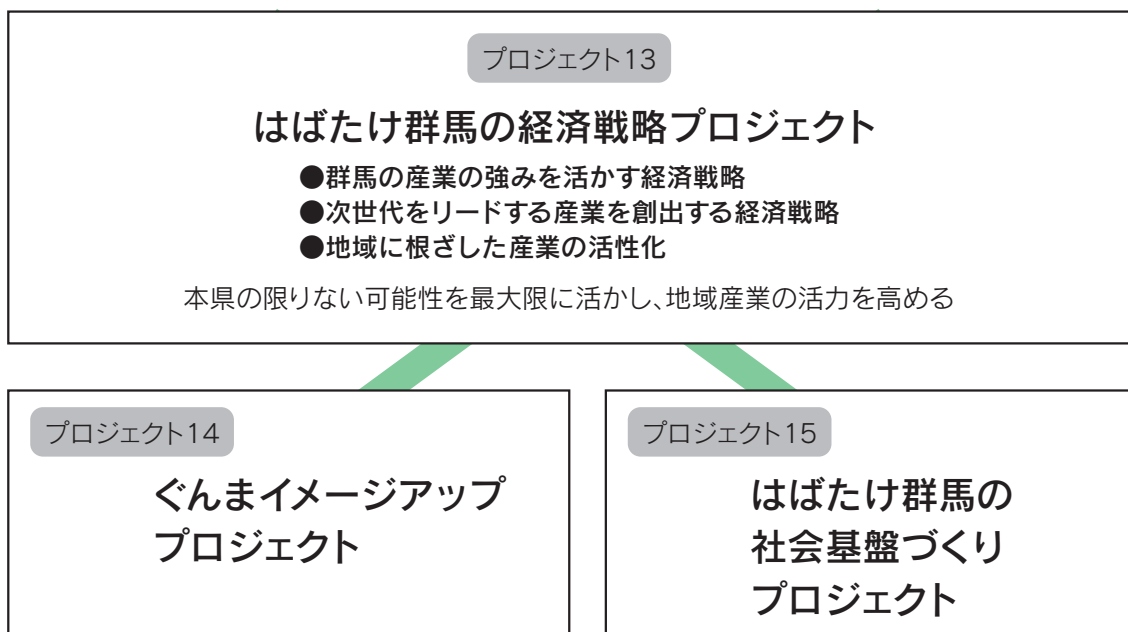
#### ■基本目標Ⅰ 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり



■基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり



■基本目標Ⅲ 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり



## 第2編

# 基本構想

---

- 第1章 まちづくりの目標
- 第2章 まちづくりの主要課題
- 第3章 まちづくりの体系
- 第4章 まちづくり会議





## 第2編

# 基本構想

## 第1章 まちづくりの目標

### 第1節 将来像と基本理念

#### 1. 将来像と基本理念にあたって

地方分権の時代において、基礎自治体は、住民の福祉の増進を図り、地域において包括的な役割を果たしていくことが、これまで以上に期待されており、町民に最も身近な、町民のための、神流町らしいまちづくりが求められます。

第1次総合計画は、合併前に築き上げた両町村の成果を更に発展させ、町民の一体感の醸成と新しいまちづくりとなる「元気 活気 勇気」を目指すものでありました。そして、今回策定となる第2次総合計画では、これまでのまちづくりを踏まえ、我が国や本町をとりまく社会的情勢などを前提に、豊かな町の実現とこれまでの第1次総合計画から発展した、持続可能なまちづくりを実現するための指針となるものです。

また、本計画は、短期的な社会動向によって変化するものではなく、普遍的な方向性も示される必要があります。そして、何よりも大事なことは、生涯を満ち足りた心を持って送りたいという、町民一人ひとりの願いや、将来に対する町民の意思を満遍なく汲み上げた総合計画であることが肝要となります。

#### 2. 神流町の目指すべき将来像

##### 小さな町の底力！町民主役のまちづくり

神流町の特徴であり最大の財産は、恵まれた自然環境とここに住む人々です。このような財産は、町の発展や神流町らしいまちづくりを推進するうえで、決して欠かすことはできません。

そのうえで、神流町の将来に求められているものは、恵まれた自然環境を未来にわたり保全しつつ、町民一人ひとりが、まちづくりの様々なストーリーを考え、「神流の魅力」を探り、語り合いながら「地域や町」の思いを高めたまちづくりを進めることです。

本計画では、町民にとっても、訪れる人にとっても、真に魅力ある町、暮らしやすい町を目指すとともに、町民や地域が秘める活力が底力となり、子どもから高齢者までの誰もが主役となるまちづくりを町の将来像と設定しました。

### 3. 将来像を実現していくための基本理念

神流町の将来像である「小さな町の底力！町民主役のまちづくり」の達成のため、6つの理念に基づき実現を目指します。

#### 生活 安全で笑顔あふれ 暮らしやすいまち

誰もが心身ともに健康で豊かな人生を送るために、住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができる笑顔あふれるまちづくりを進めます。

#### 産業 地域資源を活用した産業を起こし 活力のあるまち

地域資源を活かした産業の振興と産業間の連携による、雇用の創出・拡大と所得向上を図り、活力のあるまちづくりを進めます。

#### 環境 豊かな自然の保全と共生に努め 安らぎのあるまち

豊かな森林と清らかな清流などの自然環境の保全に努め、人と自然が調和した憩いと安らぎのある住みよいまちづくりを進めます。

#### 人づくり ふるさとに愛着をもち 豊かな人材を育てるまち

歴史と文化を守り、町の「宝」である未来の地域を担う子どもの育成やふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな人材を育成するまちづくりを進めます。

#### 交流 もてなしを大切にしたい 心ふれあう交流のまち

地域内外における、交流に対する取り組みを支援するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を推進するため、都市住民などとの繋がりを大切にしたい心ふれあう交流のまちづくりを進めます。

#### 自立・協働 地域住民が主役 住民自治のまち

地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の時代を迎え、町民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、町民の意思を尊重した政策を決定し、町民とともにその選択に対して責任を持つ住民自治に努めます。また、地域課題にあつては、創造性ある柔軟な発想で解決していく、町民本位の行政運営によるまちづくりを進めます。

第2節 将来指標

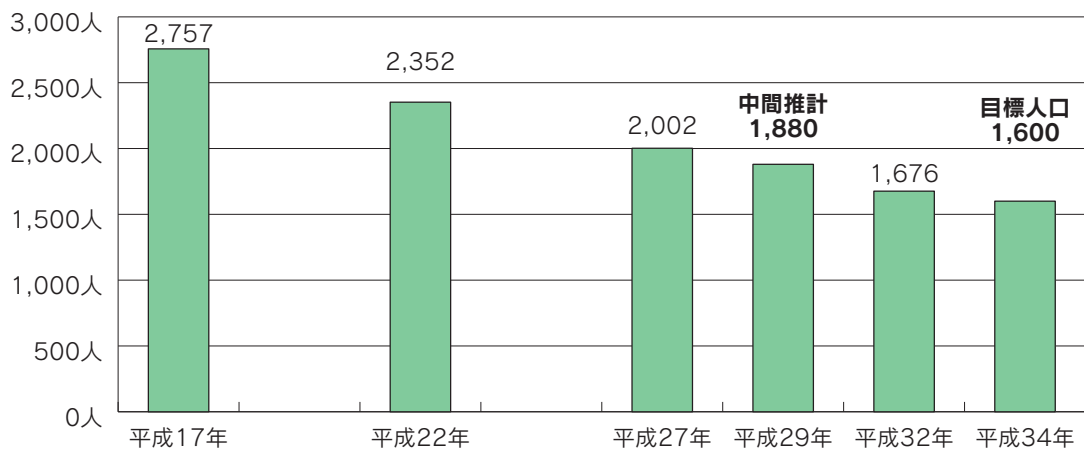
1. 総人口

本町の人口は、昭和20年をピークに10,000人を超えていましたが、その後減少に転じ、現在においては、年間70人前後の人口が減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は、平成32年に1,676人まで減少し、目標年次となる平成34年には1,600人を割ることが予測されます。

こうした状況を踏まえ、若者やI・Uターン\*者の定住促進をはじめ、本町が有する個性・特性を活かしたまちづくりを展開することにより、平成34年の目標人口を1,600人と設定します。

■人口の推移と推計



注1：平成17、22年は国勢調査

注2：平成27、32年は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

注3：平成29、34年は注2による町の推計値

\* I・Uターン

\* Iターン……都会に生まれ育った人が地方でのくらしを志向して移り住むこと

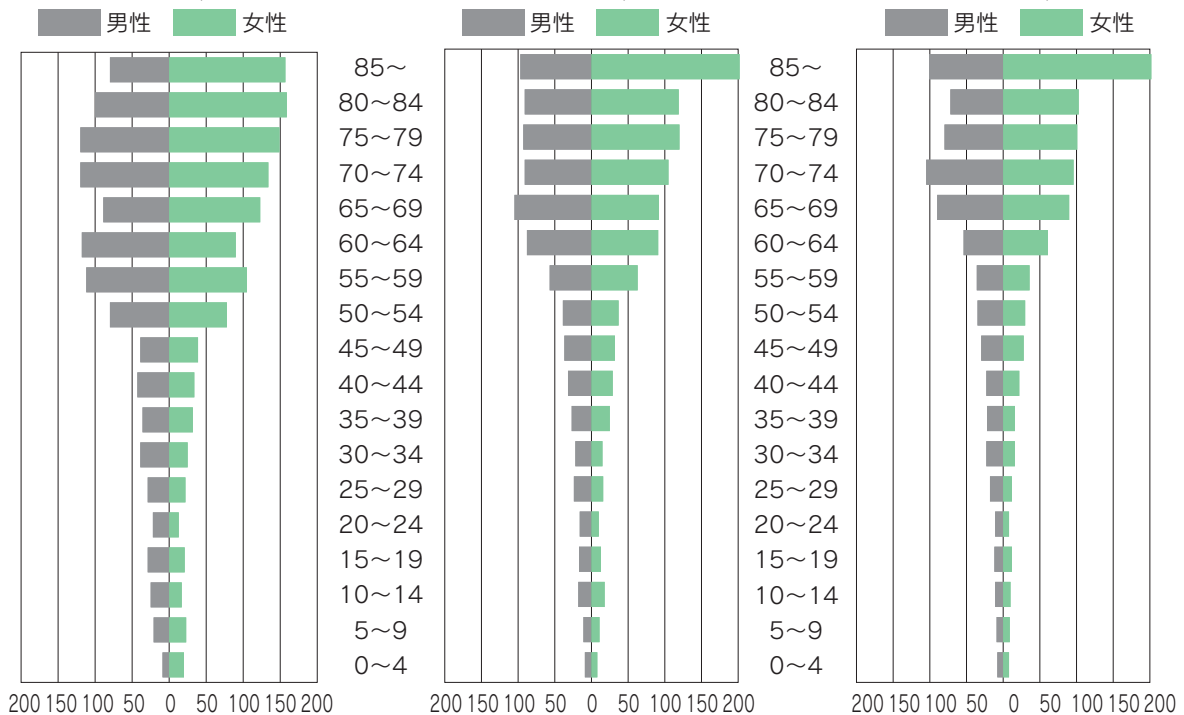
\* Uターン……進学や就職で出身地を離れた後、再び出身地に戻り移り住むこと

2. 年齢階層別人口

総人口における、男女別年齢別人口及び年齢別人口の構成を次のとおり予測します。これに見る少子高齢化は顕著で、目標年次となる平成34年には、年少人口が55人（3.4%）、労働力の中核をなす生産年齢人口が505人（31.6%）、高齢者人口にあつては1,040人（65.0%）に達し、全国的に例をみない超少子高齢化社会に突入することが予測されます。

■男女別年齢別人口（5歳階級）

平成22年(2,352人)      平成29年(1,880人)      平成34年(1,600人)



■年齢別人口

(単位：人)

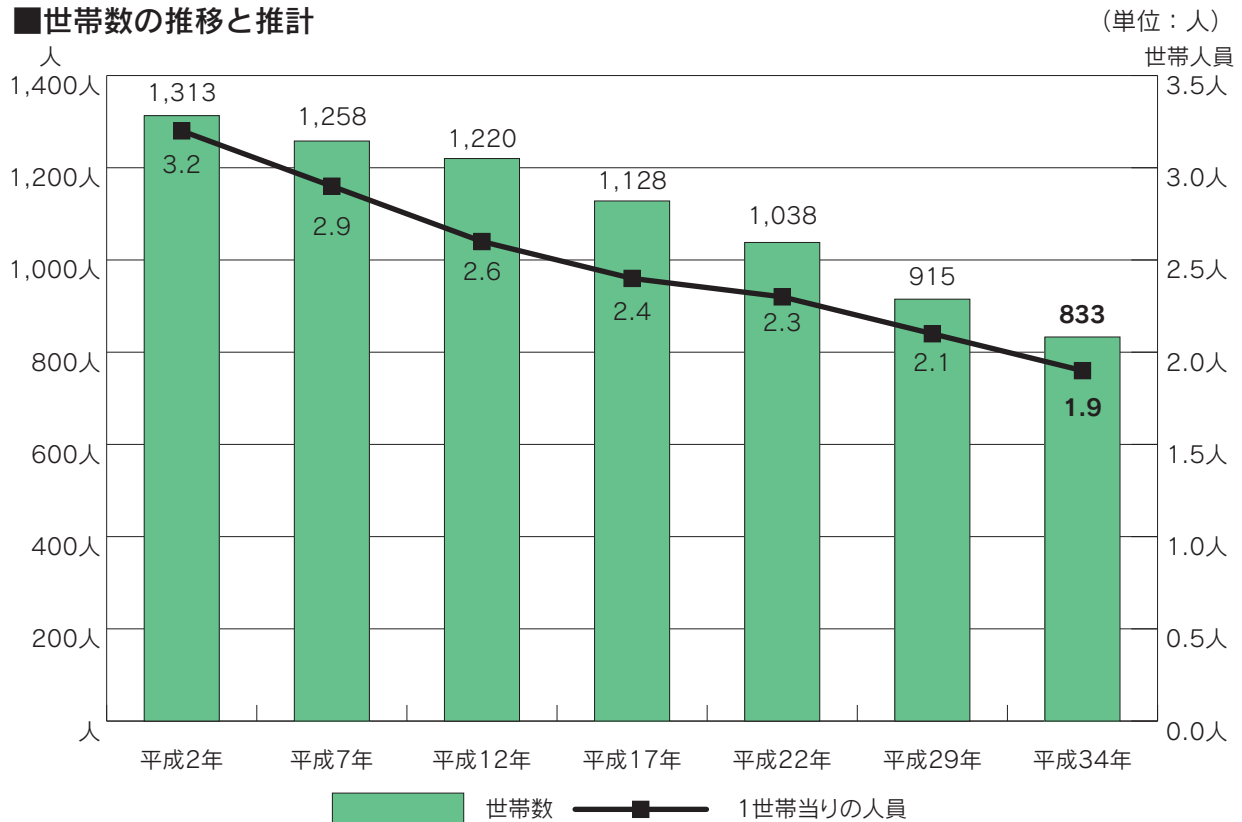
区 分	0～14歳		15～64歳		65歳以上		総人口
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成22年（基準）	115	4.9%	1,006	42.8%	1,231	52.3%	2,352
平成29年（中間）	75	4.0%	690	36.7%	1,115	59.3%	1,880
平成34年（目標）	55	3.4%	505	31.6%	1,040	65.0%	1,600

### 3. 世帯数と一世帯あたりの人員

世帯数は、人口の減少と比例し、年間20世帯ほど減少していくと予測されます。

また、一世帯あたりの人員についても同様に減少が続き、目標年次である平成34年には1.9人、本町の世帯数を833世帯と設定しました。

■世帯数の推移と推計



注1：平成2、7、12、17、22年は国勢調査

注2：平成29、34年は町の推計値

#### 4. 就業人口

産業別の就業人口は、就業者の高齢化や総人口の減少に伴い、今後、全産業で減少すると推計されますが、第1次産業においては、農業における産業の振興を図ることにより、減少幅は鈍化するものと推測されます。

#### ■産業別就業人口の推計

(単位：人)

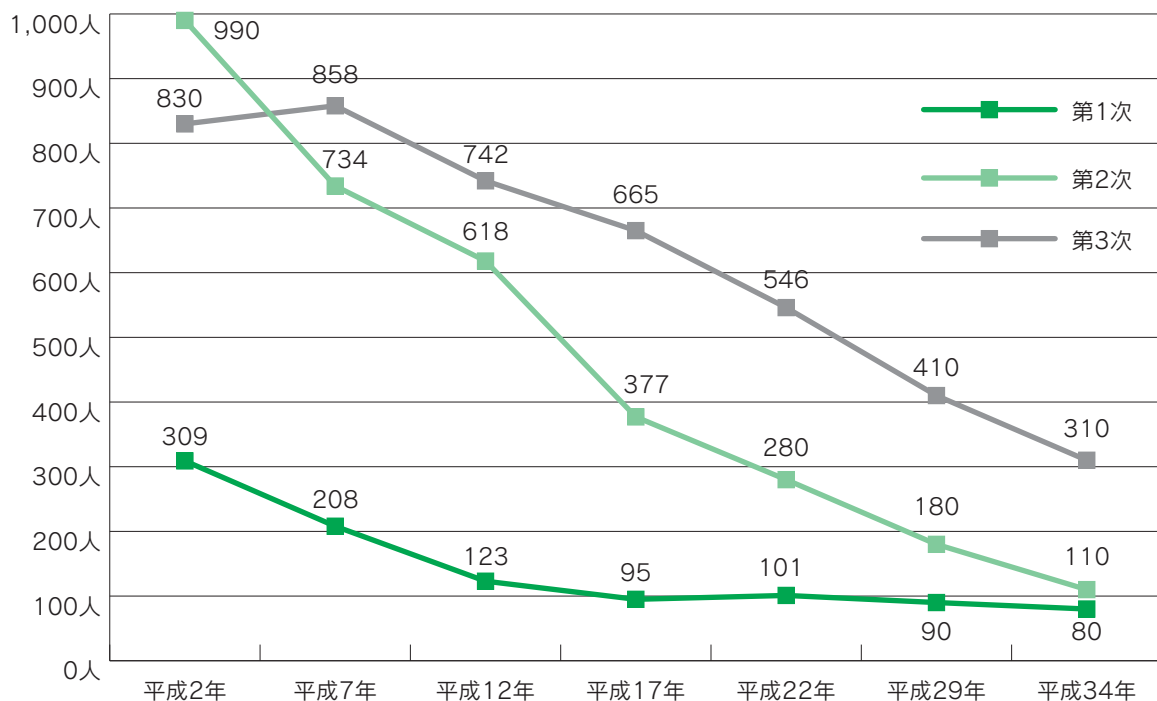
区 分	第1次		第2次		第3次		総数
		構成比		構成比		構成比	
平成22年（基準）	101	10.9%	280	30.2%	546	58.9%	927
平成29年（中間）	90	13.2%	180	26.5%	410	60.3%	680
平成34年（目標）	80	16.0%	110	22.0%	310	62.0%	500

注1：平成22年は国勢調査

注2：平成29、34年は町の推計値

#### ■産業別就業人口の推移と推計

(単位：人)



注1：平成2、7、12、17、22年は国勢調査

注2：平成29、34年は町の推計値

### 第3節 土地利用の方向性

本町の土地利用は、主に森林、農地、宅地、水面・河川に大別することができます。

町の総面積の約9割を森林が占め、平坦地が極めて少ないことから、開発需要が見込まれませんが、良好な住環境へと繋がる宅地を維持しながら、自然環境の保全に努め、以下の基本方針に基づき、計画的な土地利用を図ります。

#### 1 森林

森林は、町の総面積の88.3%を占め、木材生産等の経済的機能のほか、町土の保全、水源かん養をはじめとする様々な多面的機能を有する観点から、整備とともに保全に努めます。

また、これらの多面的機能は、本町のみならず、下流地域及び都市住民に影響を及ぼすことから、交流、学習、教育の場として、積極的な利活用を推進します。

#### 2 農地

農地は、農業生産を支える最も基礎的な用地であることから、努めてその維持を推進します。

また、農地は、良好な生活環境や景観形成にも貢献していることから、農業の多面的展開や耕作放棄地の解消に努め、転用については、総合的な見地から計画的な調整を図ります。

#### 3 宅地

住宅地は、神流川本支流沿いに点在し、農地と混在しています。平坦地が、極めて少ないことから、新たな宅地需要にあたっては、良好な住環境の形成に向けて、適正な土地利用を進めます。

さらに、工業及び商業用地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、地域住民との合意のもと、新たな宅地の形成を促します。

#### 4 水面・河川

水面・河川は、景観形成とともに、多様な生物が生息する自然環境としての保全に努めます。特に、河川については、洪水調整、水資源の確保並びに自然環境の保全等の観点から、防災や水生物の生息・育成環境等に配慮した工法による、総合的な河川整備を推進するとともに、憩いと潤いを与える水辺空間としての活用を図ります。

## 第2章 まちづくりの主要課題

本町の現状、時代の潮流及び町民アンケート結果から、本町のまちづくりの主要課題は、次のとおり整理できます。

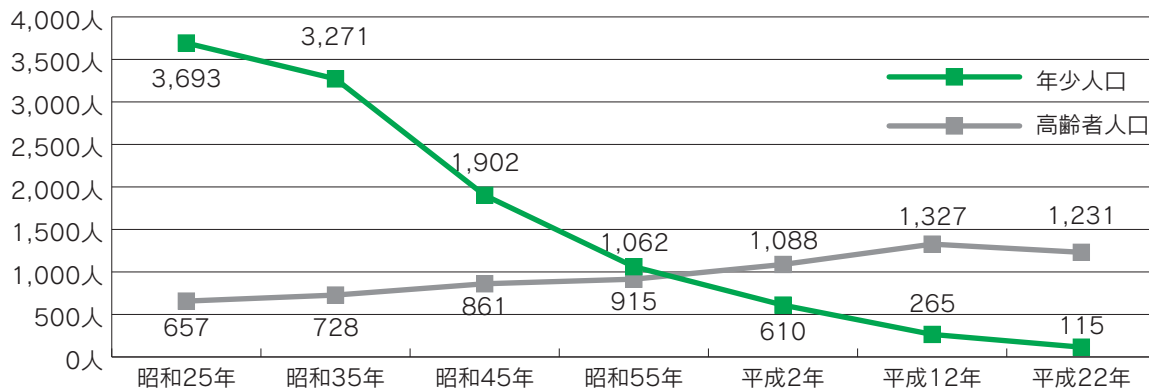
### 1 過疎化、少子高齢化の進行

本町の人口は、昭和30年頃より減少に転じて以降、現在においてもその傾向は続いています。今後も、人口減少とともに、少子高齢化は進行すると思われ、これにより、地域を支える人材不足や地域コミュニティの崩壊など、町における活力の低下が懸念されます。

人口減少社会や全国的な少子化の傾向から、人口の大幅な増加は、困難なことが予想されますが、I・Uターン\*などの定住人口の確保、道路、子育て、雇用などの環境づくりを通じて、町の魅力を高め、町民が町へ住み続けたいという、愛着のあるまちづくりを推進する必要があります。

#### ■少子高齢化の推移

(資料：国勢調査)



### 2 産業振興による地域活力の創出

本町の基幹産業であった農林業は、少子高齢化や経営規模などの問題により、第2次・第3次産業へと推移し、現在では、長引く景気低迷の影響などにより、産業全体の活力が低下しています。

今後、本町における特産品の開発とともに、雇用と所得を確保し、若者や子どもが地域に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する、6次産業化を推進していく必要があります。

また、これらの推進にあつては、基幹となる農林業の振興が基礎となることから、耕作放棄地や荒廃森林の利用・整備とともに、近年における有害鳥獣被害の対策を講ずる必要があります。

\* I・Uターン……20頁参照



### 3 快適な居住環境の整備

本町の居住環境は、医療や福祉などの生活基盤を中心とした、定住環境が整備され、近年では、ケーブルテレビ\*やインターネットなどの情報通信の整備により、都市部との生活における、地域間格差の解消を目指してきました。

本町のさらなる魅力の創出・向上を図るには、時代の潮流を的確に捉え、町民生活の質的な向上や快適性の充実に努め、質の高い居住環境を有する、まちづくりを推進していく必要があります。

特に、本町は隔絶された地形であることから、モータリゼーション\*時代の今日、生活、文化、産業発展の基幹道路となる、国道462号及び国道299号の整備を関係機関に強く要望していく必要があります。

### 4 良好な自然環境の保全と活用

本町は、関東一の水質を誇る清流「神流川」と自然豊かな西上州の山々を有する「水」と「緑」に恵まれた町です。これらの自然は、町民はもとより、多くの都市住民に安らぎと憩いの場を提供する、かけがえのない共有財産となっています。

今後、この豊かな自然と共生した暮らしを将来にわたって引き継いでいけるよう、また、資源循環型社会として、教育・学習などのための活用に資するよう、保全に努めていく必要があります。

#### 関東地方の一級河川における神流川の水質ランキング

年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
順位	1位	1位	1位	1位	1位	4位	1位	2位	1位

(資料：国土交通省関東地方整備局)

### 5 安全・安心な暮らしの確保

社会の急激な変化の中で、台風・地震等の自然災害や交通安全、消費トラブルへの対応など、幅広い視点で安全・安心を捉え、町民が抱える多様な不安を解消していく必要があります。

また、少子高齢化が進行している本町においては、保健・福祉・医療サービスの重要性が、ますます高まっており、地域医療や救急医療体制、きめ細やかな福祉施策の充実など、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

\*ケーブルテレビ……13頁参照

\*モータリゼーション……自動車社会に広く普及し、生活必需品化する現象

## 6 次代を担う人づくり

ふるさとを愛する子どもたちを健やかに育てることは、本町の将来を見据えたまちづくりを進めるうえで、必要不可欠であります。また、地域における多彩な人材は、町や地域における活力の源であり、まちづくりに欠かすことのできない貴重な財産となっています。

本町においては、少子高齢化などの進展により、今後も貴重な人材の流出や減少が危惧されますが、家庭と学校、地域社会との連携を深めながら「人づくり」に取り組むとともに、町民一人ひとりが自主的・主体的に、生涯にわたって学習や文化活動などを行える環境づくりを進めていく必要があります。

## 7 地域資源を活かしたまちづくりと交流による活力の創造

近年の観光は、長引く景気低迷や価値観、**ライフスタイル\***の変化などにより、個人、家族、小グループの形態に変化しています。また、観光のニーズは、個性化・多様化とともに、地域の魅力ある資源や特色を活かした「モノ」が求められています。

本県は、平成23年3月、北関東自動車道が全線開通したことにより、高速道路の十字軸が完成し、広域交通の整備が進みました。これにより、観光をはじめとする様々な面で、本町と県内外の住民の交流が進んでいくことが予想されます。

今後は、こうした交流基盤をもとに、地域資源となる自然や文化などを活かしつつ、「人」や「心」を加えた、魅力や特色のある交流によるまちづくりを進めていく必要があります。



\*ライフスタイル……13頁参照

第3章 まちづくりの体系

将来像

小さな町の底力！町民主役のまちづくり

実現すべき基本理念

生活

安全で笑顔あふれ  
暮らしやすいまち

産業

地域資源を活用した産業を起こし  
活力のあるまち

環境

豊かな自然の保全と共生に努め  
安らぎのあるまち

人づくり

ふるさとに愛着を持ち  
豊かな人材を育てるまち

交流

もてなしを大切にした  
心ふれあう交流のまち

自立  
協働

地域住民が主役  
住民自治のまち

## 施策の項目

消防・安全  
治山・治水  
保健・医療・福祉

農林漁業  
商工業  
雇用  
観光

環境保全  
生活環境  
土地利用  
道路

教育  
生涯学習・スポーツ  
青少年の健全育成  
歴史・文化

交流  
I・Uターン\*  
定住促進

地域コミュニティ  
住民参加  
行政財政運営  
男女共同参画

## まちづくりの重点施策

※印の太字は「まちづくり会議」の検討項目

### 安全で安心な生活基盤を築きます

- ①消防・防災の充実⑥健康づくりの推進
- ②治山・治水対策⑦地域福祉の推進
- ③交通安全の推進⑧障がい者(児)福祉の充実
- ④防犯対策の強化⑨高齢者福祉の充実
- ⑤医療の充実⑩乳幼児保育の充実と子育て支援※

### 地域に根差した産業を振興します

- ①農林業の振興
- ②商工業の振興
- ③観光の振興
- ④観光の開発と強化※
- ⑤恐竜センターの充実※

### 自然を守りながら生活環境を充実します

- ①自然環境の保全・活用⑥道路交通網の整備
- ②環境美化・衛生環境の充実⑦国土調査の推進
- ③水道施設の充実⑧土地の有効利用
- ④快適な住環境の整備
- ⑤情報・通信基盤の充実

### 将来を担う人材を育て歴史文化を引継ぎます

- ①学校教育の充実⑥図書館の充実※
- ②生涯学習の推進
- ③生涯スポーツの振興
- ④青少年の健全育成
- ⑤歴史の保全と地域文化の振興

### 地域資源を活かした交流人口を増やします

- ①地域行事の奨励による交流の促進
- ②観光と連携した交流の促進
- ③I・Uターン者の奨励と定住の促進※

### 新しい時代をともに作ります

- ①地区の活性化(地域コミュニティの充実)※
- ②行政経営の推進
- ③男女共同参画の推進

\* I・Uターン……20頁参照

# 第4章 まちづくり会議

## まちづくり会議

第2次神流町総合計画の策定にあたり、町民参加による「神流まちづくり会議」を開催しました。会議は、公募による10名の町民により構成され、総務、福祉・教育、産業・環境の3つの分野別グループに分かれた、町民と職員が同じテーブルを囲み、神流町の現状と課題に対する、今後のまちづくりについて、検討しました。

会議の方法は、通常の会議形式でなくワークショップ\*形式で実施し、プロジェクトチームがとりまとめた60項目に及ぶ施策の項目の中から、町民目線で特に取り組むべき6項目に絞り、5回の会議を重ねました。

立場や経験の異なる町民とプロジェクトチームの職員が意見を出し合い、自由な発想のもと、施策の方向性、具体的な対応策やアイデアなど、今後、神流町が取り組むべき提言がまとめられた会議となりました。

### 取り組むべき「6項目」

#### 総務プロジェクト

- ①地区の活性化（地域コミュニティの充実）
- ②I・Uターン\*者の奨励と定住の促進

#### 福祉・教育プロジェクト

- ①乳幼児保育の充実と子育て支援
- ②図書館の充実

#### 産業・環境プロジェクト

- ①観光の開発と強化
- ②恐竜センターの充実

\*ワークショップ……一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル

\*I・Uターン……20頁参照

## 《まちづくり会議の経過》

第1回：平成24年7月18日

- ・趣旨説明
- ・総合計画策定に係るアンケート結果及び町の現況・課題・問題点について
- ・検討項目の選定について

第2回：平成24年8月1日

- ・検討項目の具体的な対応策やアイデア等について（ワークショップ形式）

第3回：平成24年8月10日

- ・検討項目の具体的な対応策やアイデア等について（ワークショップ形式）

第4回：平成24年8月20日

- ・検討項目の具体的な対応策やアイデア等について（ワークショップ形式）

第5回：平成24年9月5日

- ・各プロジェクトのアイデア、解決策のまとめ





## 第3編

# 基本計画

---

- 第1章 安全で笑顔あふれ 暮らしやすいまち
- 第2章 地域資源を活用した産業を起こし 活力のあるまち
- 第3章 豊かな自然の保全と共生に努め 安らぎのあるまち
- 第4章 ふるさとに愛着をもち 豊かな人材を育てるまち
- 第5章 もてなしを大切にした 心ふれあう交流のまち
- 第6章 地域住民が主役 住民自治のまち



# 第3編 基本計画

## 第1章 安全で笑顔あふれ 暮らしやすいまち

### 第1節 消防・防災の充実

#### 《現況と課題》

本町の消防・救急体制は、多野藤岡広域消防本部・藤岡消防署奥多野消防分署の常備消防と8個分団からなる町の消防団により構築されています。現在、消防団員数は確保されてはいるものの、団員の高齢化や町外勤務者の増加により、昼間における消防力の低下が大きな問題となっています。このことから、消防団員の確保や団の統合とあわせ初期消火体制の充実を図る必要があります。

また、各消防団に配備されている消防自動車は、更新時期を迎えていることから、計画的な配備を検討する必要があります。

一方、台風やゲリラ豪雨による自然災害は、町民の人命・財産の安全を脅かすおそれがあります。本町では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定が、平成18・19年度になされ、土砂災害の危険区域が明らかになりました。そのなかでは、過去に大きな災害の発生がないと思われる、小溪流、急傾斜地も含まれており、その対策が求められています。このことから、地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより、危険な地域を明らかにし、土砂災害特別警戒区域を中心に、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備を進める必要があります。





《施策の概要》

1) 消防・防災体制の充実

神流町地域防災計画書の見直し、同計画に基づく消防防災体制の確立を図ります。また、昼間の消防力の低下を補うため、地域での自主防災組織の設置など、町民と連携した体制づくりを目指します。

2) 消防団の統合と施設整備

消防団員の確保とともに、団員の高齢化や団員数などを考慮し、消防団の統合を検討します。

消防自動車の更新にあたっては、消防団の統合などによる計画的な配備を図ります。また、初期消火の重要性を考慮し、地下式消火栓から地上式への移行を促進します。

3) 火災・防災予防の啓発

全町における、火災・災害予防の啓発と地域における防災力の向上を目指した火災・防災訓練等を推進します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
消防・防災体制の充実	①神流町地域防災計画の見直し	
	②自主防災組織の設置に向けた体制づくり	③自主防災組織の設置と育成
消防団の統合と施設整備	①消防団員の確保と団の統合の検討 ②消防自動車の更新 ③消防水利の整備	
火災・防災予防の啓発	①火災・防災予防の広報 ②消火訓練及び応急手当講習会等の開催	

## 第2節 治山・治水対策

### 《現況と課題》

本町は、神流川が町の中央部を西から東へ流れ、複数の支川が流入しています。これらの多くは、地形が急峻であることから河床勾配も急で、大雨や台風などによる災害を受けやすく、過去において、河川の氾濫による家屋の流出、土砂崩れ、土石流等の大きな災害を繰り返してきました。近年では、戦後まもなく植林された山林が、伐期を過ぎ、荒廃した山々は、保水、洪水調整機能を果たさず、大きな災害を引き起こすおそれがあります。

このような中、土石流などの土砂災害防止のための砂防堰堤、急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設などの対策工事が進められています。今後、さらなる治山・治水対策事業の実施について、国・県に対し、積極的に要望するとともに、国土保全の観点から、森林整備とあわせ森林資源の有効活用を促進する必要があります。

### 《施策の概要》

#### 1) 治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事業促進

危険箇所への治山・治水・急傾斜地崩壊対策施設の設置を、地域住民とともに関係機関に対して働きかけます。

森林が持つ治山・治水機能を増進し、災害を未然に防ぐための森林整備を行います。

#### 2) 河川整備

災害を防止し、豊かな水源地を守るため、通常砂防事業や砂防堰堤の設置を推進します。また、整備にあつては、町民や都市住民の憩いの場としての水辺空間や、環境に配慮した魚の棲みやすい河川の整備を促進します。

### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
治山・治水・急傾斜地崩壊対策等の事業促進	①治山・地すべり対策工事等を県へ要望 ②急傾斜地崩壊対策工事を県へ要望 ③森林整備の促進による治山・治水機能の増進	
河川整備	①神流川河川整備を国・県へ要望 ②砂防事業を国・県へ要望	

### 第3節 交通安全の推進

#### 《現況と課題》

本町の交通安全施設は、ガードレールやカーブミラーなどの整備が進められましたが、主要道である国道462号及び国道299号ともに、歩道の整備は、一部の区間となっています。近年の道路改良により、歩道の整備はされつつありますが、道路幅員が狭い地域である、中心商店街の万場地区や中里合同庁舎付近は、歩道を確保することができず、大型車両の通行時における歩行者には、危険な場面が見受けられます。

一方、道路改良により直線化された道路は、スピード超過による交通事故の問題を抱え、近年のモーターバイク・自転車の増加は、その事故を助長させるおそれがあります。

現在、警察、交通安全協会及び交通指導員による、交通安全広報や啓発活動、PTAによる、児童・生徒の通学時における交通安全活動などが進められております。

本町は、これらの活動により、「交通死亡事故ゼロ記録」を18年間継続していることから、今後も交通安全施設の整備や交通安全教育、交通安全運動を推進するとともに、全町的な交通安全活動を進めていく必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 交通安全環境の整備

国道・県道の拡幅及び歩道の設置、急カーブの解消とあわせ標識及びカーブミラーの設置等を関係機関へ要望します。

##### 2) 交通安全活動の推進

警察、交通安全協会、PTAなどの関係団体との連携を強化し、交通安全運動を積極的に推進します。また、交通安全意識の啓発・普及を図り、さらなる交通死亡事故ゼロ記録を継続します。

なお、高齢化社会にあつて、高齢運転者が加害者となる事故を防ぐため、関係機関・団体などと連携して、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めます。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
交通安全環境の整備	①国道・県道の拡幅、歩道の設置等の安全施設の設置を国・県へ要望	
交通安全活動の推進	①警察、交通安全協会、PTAなどの関係団体との連携による交通安全運動の推進 ②交通安全意識の啓発・普及による交通死亡事故ゼロ記録の継続 ③運転免許証の自主返納制度の奨励	

## 第4節 防犯対策の強化

## 《現況と課題》

本町には、駐在所が2箇所あり、管轄である藤岡警察署をはじめとする、防犯関係団体と協力しながら防犯対策を進めています。

社会情勢の変化に伴い、全国的な犯罪件数の増加とともに、犯罪の凶悪化・低年齢化が進む中、本町において、刑法犯はほとんどないものの、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売などは後を絶たない状況にあります。

このようなことから、各年代に応じた防犯の啓発や教育、情報提供を積極的に実施し、関係機関との連携を強化した、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めることが必要です。

## 《施策の概要》

## 1) 地域防犯活動の推進

悪質な訪問販売や犯罪などを未然に防ぐため、広報誌などによる啓発、町ケーブルテレビ\*によるタイムリーな情報提供、各年代に応じた防犯教室などを実施し、関係団体や地域と連携した町ぐるみでの防犯体制を推進します。

## 2) 防犯施設の充実

犯罪のない、安全で住みよい環境づくりのため、防犯灯の整備充実に図り、国・県道にあっては、防犯の観点から道路照明灯の整備を要望します。

## 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
地域防犯活動の推進	①悪質な訪問販売や犯罪等に関するタイムリーな情報提供と広報の充実 ②年代層に応じた防犯教室の実施 ③地域防犯体制の充実	
防犯施設の充実	①防犯灯の適切な維持管理と拡充 ②国・県道における道路照明灯の設置要望の促進	

\*ケーブルテレビ……13頁参照

### 第5節 医療の充実

#### 《現況と課題》

本町の医療機関は、公設の診療所が万場地区と神ヶ原地区にあり、常勤の医師2名がそれぞれの施設で診療にあたっています。また、隣接の診療所（上野村）と連携を図り、交代制による休日診療を実施するほか、本町における夜間の救急診療も実施しています。

本町は、町民の高齢化とともに、診察や治療を必要とする患者が増え、医療の重要性が非常に高まっています。このような中、町民が安心して受診でき、健康に暮らせるよう、平成9年に中里診療所、平成17年に万場医療センターを建設し、X線レントゲン装置、胃カメラ、大腸ファイバースコープ、エコーなどを整備してきました。

しかしながら、重病患者への対応や高度な検査を要する場合は、設備や医療体制の問題から、多野藤岡医療事務市町村組合（一部事務組合）が運営する、公立藤岡総合病院や隣接する鬼石病院などへの紹介となり、本町における診療は、初期診療や経過観察などにとどまることから、医療設備や体制整備の充実が課題です。

また、医療の充実とともに、特定健康診査、後期高齢者健康診査をはじめとした各種健康診査、保健師による健康相談など、予防活動の充実が求められています。

なお、近年、本町の地理的条件から、主要病院への救急患者の輸送については、ドクターヘリを要請する機会が多くなっており、ヘリポートの管理とともにアクセス道の向上を図る必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 医療機器と体制の充実

常駐医師の確保や高度な検査ができる医療機器の整備を図りながら、医療の充実を推進します。また、保健・福祉及び隣接する診療所・病院との連携や協力を図り、地域に密着し、お互いに補完しあえる地域医療体制の確立を推進します。

##### 2) 救急医療体制の強化

常駐医師、消防署及び公立藤岡総合病院との連携を強化し、救急搬送体制の充実を推進します。また、重病患者の輸送のため、ドクターヘリのランデブーポイント\*となるヘリポートの管理とアクセス道の向上に努めます。

\*ランデブーポイント……ドクターヘリの救急搬送における臨時発着場

## 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
医療機器と体制の充実	①常駐医師の確保 ②保健・福祉との連携による予防医療の推進 ③広域間連携による医療体制の推進	
	④高度検査医療機器の整備	
救急医療体制の強化	①救急医療と搬送体制の連携強化	
	②ドクターヘリのランデブーポイントの適切な管理と進入道の整備	



### 第6節 健康づくりの推進

#### 《現況と課題》

高齢化が特に進む本町では、65歳以上の高齢者が人口の半数以上を占め、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。

このような中、生きがいを持ち、健康な生活を送るために重要となるのは、健康寿命の延伸と健康格差の縮小です。本町では、「健康かな21」を策定し、健康づくり支援センターや健康福祉センターを核として、各種保健活動の強化を図るとともに、食生活をはじめ生活の身近なところからの健康づくり、各種健康診査後のフォローアップ、健康教育の充実など、町民一人ひとりが自主的な健康づくりに取り組むことのできる支援体制の整備を進めてきました。

また、保健師による健康相談、健康推進員や食生活改善推進協議会などによる健康づくり活動が進められ、町民への疾病予防、健康増進及び健康知識の啓発が行われています。

しかしながら、これら健康増進や健康知識の啓発に携わる町民も高齢化し、組織の維持が難しい状況となっており、地区ごとの活動の減少は、地域とのつながりの希薄化へと進むおそれがあります。

健康づくりは、町民一人ひとりが、継続的に健康の維持・増進のために行動する力が必要です。少しでも健康づくりに関心をもてるよう、意識改善や啓発を図るために、どのような支援が必要かを見極めることが課題です。

さらに、町民の健康づくり推進のため、健康増進管理センターに設置されているトレーニング機器の有効利用と専門指導者による指導体制の推進が課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 積極的な健康づくり活動の推進

健康増進法による健康づくり計画「健康かな21」に基づき、生活習慣病や要介護状態を防ぐために、地区組織と行政が一体となって、町民が生涯元気で生き生き暮らせる健康づくりの支援を推進します。

また、健康づくり推進員や食生活改善推進員の養成及びこれらの健康づくり団体への支援を充実し、町民への健康維持・増進のための、知識の普及や自主的な保健活動を促進します。

2) 健康管理と各種指導體制の充実

各世代の健康診査、がん検診の受診を促進し、受診率向上を図るとともに、検査結果に応じた健康教室と健康相談の充実を図ります。

また、近年において、様々なストレスによる心の病が問題となっていることから、町民の心の健康を保持するため、家庭、学校、地域、職場などと連携した心の健康に関する啓発活動、教育・学習の機会の提供や相談窓口の体制整備を進めます。

なお、健康増進管理センターにおいては、健康運動指導士・健康運動実践指導者などを設置し、運動による健康づくりの支援体制の確立を目指します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
積極的な健康づくり活動の推進	①健康づくり団体の育成 ②地区組織による健康づくり活動の支援 ③食生活改善推進協議会への支援	
健康管理と各種指導體制の充実	①健康診査内容の充実、がん検診の受診促進 ②健康教室の充実 ③心の健康の啓発と支援体制の充実 ④健康運動指導士等の設置・指導體制の確立 ⑤健康増進管理センター（トレーニング機器）の有効活用	



万場医療センター（万場診療所）



中里診療所

### 第7節 地域福祉の推進

#### 《現況と課題》

本町は、今や人口の半数以上が65歳以上という、超高齢化社会に直面しており、地域社会や家庭の状況が変化する中、高齢者や障がい者が地域において、生活上の支援を必要とする事例が増加傾向にあります。その支援の内容は、医療・介護問題に加え、日常生活を営むうえでの問題として、車の運転ができない、買い物や病院に行けない、食事を作れないなど多岐にわたっています。

さらに、社会の変化とともに増加傾向にある、ひとり暮らし高齢者世帯における問題点として、話し相手がいないなどの心の問題、家族や地域とのつながりの減少により引き起こされる孤独死問題、災害時における要援護者の避難支援問題など、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が顕在化しています。

しかしながら、多くの高齢者などは、住み慣れた地域での生活を希望しており、公的な福祉サービスのさらなる充実と地域の中での支え合い、助け合い体制の確立が重要になっています。

このような中、本町では、ひとり暮らし高齢者などの安否確認を目的とした高齢者訪問事業を平成21年9月から、有償運送については、平成22年4月から実施しています。また、地域社会における助け合いの活動を促進するため、社会福祉協議会を軸に民生委員・児童委員や町民のボランティアなどが中心となって、地域福祉の増進に努めてきました。

今後は、さらなる高齢社会が予想される中、地域福祉の浸透を図るため、元気高齢者によるボランティアの育成と活動の啓発を進めるとともに、交通弱者や買い物弱者などに対する移送支援の充実や買い物代行など、見守りを含めた日常生活を支援するサービスの提供体制をつくりあげることが課題です。また、災害時における要援護者の避難支援行動計画など体制の構築が必要です。

環境面では、加齢に伴う運動能力の低下により、生活するうえでの障害となる段差の解消や使い勝手の見直しなど、家庭におけるバリアフリー\*化への改修促進による安心・安全に配慮した住宅への対応支援が必要です。

\*バリアフリー……高齢者や障害者が生活するうえで障害となる段差や仕切りなどをなくすこと、また配慮された設計

## 《施策の概要》

## 1) 地域福祉推進体制の充実

地域社会福祉活動の中心である社会福祉協議会の活動を支援し、ボランティア団体の育成及び活動支援とネットワークの構築を進めます。

## 2) 地域福祉活動の充実

民生委員・児童委員の活動支援の強化とともに、町民、行政区等との連携を図り、地域ぐるみで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、連帯意識の高揚を図りながら、地域が一体となった福祉活動の育成・推進を目指します。

## 3) 福祉施設のユニバーサルデザイン\*化

子どもから高齢者までの誰もが使いやすいものとなるよう、公共施設などのバリアフリー化、アクセシビリティ\*などに取り組むとともに、全町あげて福祉意識の啓発に努め、ノーマライゼーション\*の理念の浸透を図ります。

## 4) 災害時要援護者の把握

高齢者などの災害時における避難対策や行動計画等策定のため、地域及び関係機関と連携・協力し、災害時要援護者台帳（マップ含む）のシステム整備に取り組みます。

## 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
地域福祉推進体制の充実	①社会福祉協議会等への活動支援 ②ボランティア活動への参加促進と支援	
地域福祉活動の充実	①民生委員・児童委員の活動支援の強化 ②地域連帯福祉活動意識の高揚への取り組み	
福祉施設のユニバーサルデザイン化	①公共施設等のバリアフリー化やアクセシビリティ化の導入	
災害時要援護者の把握	①災害時要援護者台帳の整備（マップ含む） ②避難行動計画の策定	

\*ユニバーサルデザイン……すべての人にやさしいデザイン

\*アクセシビリティ……高齢者・障害者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合い

\*ノーマライゼーション……障害のある人と、ない人はお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

### 第8節 障がい者（児）福祉の充実

#### 《現況と課題》

身体障害者手帳所持者数は、ここ数年130人前後とほぼ横ばいではありますが、高齢化率と同様に障がい者の高齢化が進んでいます。療育手帳については30人前後、精神保健手帳については40人前後で推移しています。

平成18年度から身体障害、知的障害及び精神障害を含めた三障がい者を対象とした障害者自立支援法が施行されました。これは障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、町がサービスを提供し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

その実現のためには、地域内で暮らす人々が「ノーマライゼーション」\*理念に基づき、障がい者への理解を深め、偏見や誤解をなくし、地域内において共に暮らしていく仲間としての意識が必要です。

また、町内には、障害福祉サービス提供の事業者（施設・在宅）がなく、特に在宅での障がい者が、各種サービスを利用する場合には、藤岡市以遠の事業所となっています。

このほか、在宅障がい者の生活の充実と社会的な自立を図ることを目的に設置された地域活動支援センター（障害者福祉作業所）は、現在数名の利用者があり、指導者のもと、あみ籠づくりなどに励んでいます。

今後は、利用希望のある在宅サービスの確保と充実が必要ですが、利用者の絶対数が少ない中で、どのように体制を確立すべきかが課題です。また、地域活動支援センターにおける工賃の向上や一般就労への移行への取り組みも課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 障がい者（児）福祉活動と支援体制の充実

障害のある人もない人も尊重しあって共に地域で安心して暮らせるよう、正しい理解と認識へ向けた町民の意識づくりや地域ぐるみの福祉活動を促進します。

障がい者（児）やその家族の抱える悩み・課題などについて、解決や適切なサービス利用に向けた相談支援体制の充実に努めます。

##### 2) 障がい者（児）の社会参加の支援

障害があっても社会的に自立した生活が送れるよう、障がい者や家族のニーズに対応した在宅福祉サービスの充実や地元企業などの協力を得て、一般就労機会の拡充に努めます。

地域活動支援センター（福祉作業所）の就労環境にあつては、商品の販売や交流などにより、生きがいに結びつくよう、内容充実を目指します。

なお、公共施設や道路など公共的な施設は、「バリアフリー」\*化等により、障がい者

にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境づくりを進めます。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
障がい者（児）福祉活動と支援体制の充実	①ノーマライゼーション理念の啓発と取り組み ②相談支援体制の充実 ③市民後見人等の人材育成	
障がい者（児）の社会参加の支援	①ヘルパー派遣・デイサービス・ショートステイ等事業の充実 ②日常生活用品や補装具給付の充実 ③障害者雇用拡大の推進 ④地域活動支援センター（福祉作業所）の充実 ⑤公共施設バリアフリー化の推進	

\*バリアフリー……44頁参照

\*ノーマライゼーション……45頁参照



### 第9節 高齢者福祉の充実

#### 《現況と課題》

本町の高齢化は、他の市町村に例をみないスピードで進行しており、平成24年7月1日現在、65歳以上の人口は1,239人、高齢化比率は52.5%と、人口の半数以上が高齢者という超高齢化社会に直面しています。これに伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加とともに後期高齢者（75歳以上）が、今後、大幅に増加すると予想されます。

このような状況の中、「誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して生活することができるまちづくり」を目指して、保健・医療・福祉との連携を図りながら、総合的な高齢者福祉サービスの提供と体制づくりを図る必要があります。

#### （介護保険サービスの充実及び介護予防の体制整備）

町内の介護保険サービス事業所は、3事業所のみ（特養・デイサービス・グループホーム）となっており、利用ニーズに対し、多数の入所希望待機者がいるため、町外の特別養護老人ホームやグループホームへの入所が増加しています。さらに、利用者のニーズにあったサービス提供が課題となっています。

また、地域包括支援センターによる地域包括ケア体制の充実・強化、関係機関との連携のもと、増え続ける二次予防事業対象者（特定高齢者）に対する、介護予防を重視した取り組みと地域ネットワークの構築による体制づくりが課題です。

#### （在宅生活支援の推進）

ひとり暮らし高齢者への安否確認の対策として、高齢者訪問事業を核とし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による声かけを実施しています。さらには、生活安心電話の設置など、安心な暮らし確保への活動を行っています。今後は、配食サービス、住宅改修支援事業、有償タクシーの運行及びいきいきサロンの実施など、地域全体で高齢者を支援していく体制の充実が必要です。

また、災害時等避難体制の構築や高齢者が自宅での生活が維持できなくなった場合に利用できる、サービス付高齢者向け住宅などの検討が求められます。

#### （生きがい対策）

高齢者の活動組織として、地区単位での老人クラブがあり、グラウンドゴルフやゲートボール、奉仕活動など、多方面にわたる活動が行われており、交流を深めながら元気高齢者として活躍されています。また、高齢者の持つ技術と知識を活かす場としてのシルバー人材センターの運営がされています。

今後は、元気高齢者による地域支え合い活動など、リーダーの育成とともに元気高齢者が地域で活躍できる環境づくりが課題です。



## 《施策の概要》

高齢者が、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活することができるよう、保健、医療、福祉及び地域との連携を図りながら、総合的な福祉サービスの提供と体制づくりを目指します。また、元気高齢者が地域で活躍できるよう、環境づくりや体制整備に努めます。

### 1) 介護保険サービスの充実及び介護予防の体制整備

町内の介護保険サービス事業所と調整を図りながら、入所希望待機者の解消に努めます。さらに、要介護者に対する多様な介護サービス供給体制の確保と充実に努めます。

また、地域包括支援センターによる、地域包括ケアシステム体制の充実・強化及び関係機関の連携のもと、増え続ける二次予防事業対象者（特定高齢者）に対する介護予防を重視した取り組みを推進します。

### 2) 在宅生活支援の推進

一人暮らし高齢者世帯などを対象として行っている高齢者訪問事業を核として、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による声かけなどにより、高齢者の安否から生活状況の確認などをより一層すすめます。

また、安心・安全な暮らしの確保として、生活安心電話の希望者への設置、配食サービス、住宅改修支援事業等を推進します。

さらに、加齢などからくる身体的制約により、外出機会が減つつある交通弱者、買物弱者などの高齢者への支援対策として、福祉バス及び有償タクシーの運行の充実、買物代行のシステムづくり、移動販売者などへの支援等についての対策を進めます。

### 3) 生きがい対策

老人クラブに対する補助などの継続より、健康づくり・スポーツ・趣味・ボランティアなど、活動の活性化による高齢者の交流機会と生きがいづくりを支援します。

また、各地区における「ふれあいいいききサロン」の運営を見直し、「地域ミニデイサービス」などの開設・運営を検討します。

### 4) 施設整備

高齢者が、自宅での生活が維持できなくなった場合に利用できる、サービス付高齢者向け住宅や小規模多機能型居宅介護施設などの各種施設整備を検討します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
介護保険サービスの充実 及び介護予防の体制整備	①介護保険業計画の策定 ②介護保険制度の普及・啓発 ③介護保険財政の健全化 ④介護予防事業の推進	
在宅生活支援の推進	①高齢者訪問事業の推進 ②有償タクシー（過疎地有償運送事業）の充実 ③買物弱者への支援 ④高齢者相談業務の充実 （地域包括支援センター）	
		⑤緊急通報システムの構築
生きがい対策	①老人クラブへの運営支援	
	②地域内ボランティア等活動づくりの推進	
施設整備	①サービス付高齢者向け住宅及び小規模多機能型居宅介護施設等の整備・検討	

## 第10節 乳幼児保育の充実と子育て支援

## 《現況と課題》

本町には、公設の小規模保育所（定員45人）が1施設あり、民営の保育所や幼稚園は設置されていません。同施設では、保育士4名が3歳～5歳を対象に、3年保育を実施するとともに、近年の保育ニーズに対応した学童保育（放課後児童クラブ）の提供を行っています。

このような中、核家族化の進行や共働き世帯の増加とともに、子育てにかかる価値観の変化やニーズは高度化し、本町における3歳未満の保育や平日延長保育などが課題となっています。

また、安心して子どもを産み育てる環境を築くためには、母（父）子の健康管理や医療体制を充実させるとともに、気軽に育児相談ができる仕組みが求められています。

さらに、母子・父子家庭に対する支援体制を充実させるために、地域性を活かし、子どもを育てやすい環境を築き、子育てにかかる負担軽減を図る必要があります。

子どもは、次代の担い手であり、将来の地域を支えていく、かけがえのない存在であります。このことから、家庭における子育てに対する不安を解消し、安心して暮らせる環境を整えるため、地域と連携を図りながら児童福祉や教育環境を推進する必要があります。

## 《施策の概要》

## 1) 保育の充実

老朽化に伴う、保育所の改築を場所の選定も含め実施します。また、0歳児からの保育や保育時間の延長、学童保育対象年齢の見直しなど、保育ニーズを的確に捉えた運営形態を検討し、保育料の無料化を継続します。

さらに、乳幼児を持つ労働者が働きやすい環境をつくるため、町内に事業所を有する企業などが設置する、企業内保育に対する支援を行います。

## 2) 子育て支援の充実

元気高齢者、家庭、PTA、ボランティア団体などと連携し、地域ぐるみでの子育て支援環境の充実に努めます。また、安心して子どもを産み育てられるよう、母（父）子の健康管理や医療体制の充実に努めます。

## 3) 母（父）子福祉の充実

母（父）子福祉家庭の負担軽減のため、相談体制の充実に努めるとともに、保護者の健康や就業に配慮した、一時預かり保育などを検討します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
保育の充実	①保育料無料化の継続		
	②保育所の建設		
	③学童保育所の建設		
	④保育の完全給食の実施		
		⑤0歳児保育の実施 ⑥学童保育の対象年齢の見直し ⑦保育時間の延長	
	⑧企業内保育への支援		
子育て支援の充実	①母（父）子の健康管理や医療体制の充実 ②地域ぐるみの子育て支援環境の充実		
母（父）子福祉の充実	①母（父）子福祉家庭の相談体制の充実 ②母（父）子福祉家庭の一時預かり保育の実施		

## 第2章 地域資源を活用した産業を起こし 活力のあるまち

### 第1節 農林業の振興

#### 《現況と課題》

##### 【農業】

本町の農業は、人口の減少とともに、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業生産の規模縮小が進み、農業経営は難しい状況にあります。

また、新規就農者は、経営面積、所得の確保、技術の習得などに関する悩みや不安の問題から、多くを期待できない状況にあります。

農業従事者不足の問題は、耕作放棄地の増加、集落周辺の景観の悪化へとつながり、これによる有害鳥獣が民家へ近づきやすい環境を誘因するなど、大きな影響を及ぼしています。さらに、輸入農産物の増加、農産物価格の不安定、地形的な制限からの生産量の限界など、農業を取り巻く生産・収入環境は厳しさを増しています。

このようなことから、農地を守るとともに、限られた農地、風土などを活かした、高付加価値農産物の開発をはじめとした本町ならではの農業振興が課題となっています。

また、**グリーンツーリズム\***や観光農園、有機農業などによる、体験や農業交流、食育などの新たな取り組みが求められています。

##### 【林業】

本町の林業は、木材価格の長引く低迷や林業採算性の低下、さらには森林所有者の高齢化などから、経営意欲の低下を招いています。このため、森林所有者における除間伐など、森林への手入れが進まず、人工林の放置が目立ち、山林の荒廃を招いています。

また、林業従事形態が個人から森林組合へ移行し、森林組合が森林事業の核になりつつあります。その森林組合は、就労環境の改善などの取り組みにより、**Iターン\***者などの一定の就職者が見受けられるようになりましたが、若い従事者の離職率も高い状況にあり、担い手が育たない問題を抱えています。

このような中、林産物の安定供給という経済的要請と森林の公益的機能維持に向けて、林道や作業道の基盤整備による生産性の向上を図るとともに、さらなる就労環境や新規就業者の受け入れ体制の整備が必要です。

また、木材や間伐材の付加価値化による商品などの開発と、森林が有する環境・余暇・教育・交流などの機能を活かした取り組みも課題といえます。

\***グリーンツーリズム**……農山村地域において自然、文化、人との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

\***Iターン**……20頁参照

### 《施策の概要》

#### 【農業】

##### 1) 新規就農者及び農業後継者の確保と育成

既農業従事者や関係団体などと連携しながら、新規就農者を対象とした各種農業教室及び農業体験プログラムの開催を検討し、就農前後にわたりサポート体制の確立を目指します。また、「人・農地プラン」の作成による経営の複合化など、地域農業のあり方を検討します。

##### 2) 耕作放棄地の解消

町民や農地所有者などと連携し、耕作放棄地に花卉を植栽するなど、耕作放棄地の解消とともに、美しい集落の景観づくりを目指します。また、季節にあつた特産品及び加工品を販売できるよう、JA、道の駅万葉の里、恐竜センターなどと連携を図り、地産地消及び販路の拡大による所得増につなげ、農業意欲の向上とともに耕作放棄地の解消に努めます。

##### 3) 地域農業の振興と6次産業化

高齢者向け農業や段々畑などの狭小農地に対応できる、高付加価値作物の開発及び栽培促進とあわせ、生産、加工、販売を含めた6次産業化を目指します。

##### 4) 有害鳥獣対策

農業従事者個々での有害鳥獣対策に限界があるため、集落全体でネットフェンスを設置するなど、地域ぐるみでの鳥獣被害対策に取り組み、農業意欲の向上に努めます。加えて、猟友会などの組織と連携し、有害鳥獣の捕獲に取り組みます。

#### 【林業】

##### 1) 林業基盤整備

林道の改良や作業道の整備を基本とした基盤の整備、森林の整備に必要な若い従事者の定着を図るための就労環境の整備を推進し、間伐などの森林整備を促進します。また、生産性の向上と作業の効率化を図るための機械化の整備を推進します。

##### 2) 森林資源の活用と保全

林産物からなる森林の経済的要請のほか、森林の保存から得られる観光、環境、交流を視点にした森林の活用と保全に努めます。

なお、林産副産物の間伐材などを有効活用した高付加価値製品などの開発を目指します。

《主な施策及び内容》

【農業】

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
新規就農者及び農業後継者の確保と育成	①農業教室の実施 ②短期農家体験プログラムの実施	④地域農業の推進
	③人・農地プランの作成	
耕作放棄地の解消	①花卉の植栽による集落の景観づくり ②季節特産品及び加工品の販売による農地利用の拡大 ③地産地消及び販路の拡大による農地利用の拡大	
地域農業の振興と6次産業化	①高齢者向け農業や狭小農地に対応した高付加価値作物の開発と栽培促進 ②生産、加工、販売を含めた6次産業化と販路の開拓	
有害鳥獣対策	①電気柵・防護柵の設置 ②猟友会との連携 ③狩猟講習会の実施及び狩猟免許取得の推進	

【林業】

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
林業基盤整備	①林道及び作業道の整備 ②林業従事者の就労環境の充実 ③新規就労者の受け入れ体制の確立 ④機械化の推進	
森林資源の活用と保全	①森林活用による観光、環境、交流の振興 ②林産高付加価値製品の開発	



### 第2節 商工業の振興

#### 《現況と課題》

本町の商業は、小規模な個人経営の小売店がほとんどで、過疎・高齢化や後継者不足により、空き店舗が目立ちつつあります。また、交通の利便性の向上、**モータリゼーション\***時代の成熟により、町民の購買は広域圏の中心である藤岡市をはじめ、高崎市、埼玉県北部の都市まで広がり、かつて奥多野地域の中心的役割を担っていた本町の商店街においては、買い物離れが進んでいます。さらに、集落によっては商店の閉店や車などを使用できない高齢者の増加により、生活用品などの購入に困窮する、いわゆる「買物弱者」の問題が懸念されます。

このような中、商店の安定的な売上と後継者の確保のためには、商工会、商店連盟などとの連携とともに新商品の開発や新しいサービスの展開、さらにはインターネットを活用した観光客の取り込みによる、町民や観光客などの集客向上のための施策を展開していくことが課題です。

工業についても、地理的条件と景気低迷により全般的に厳しい状況が続いており、製造業や建設業においても事業縮小・人員削減が行われるなど、厳しい状況となっています。こうした中、雇用機会の減少による人口流出を最小限に抑えるため、地域の特性を活かした環境型産業や福祉産業の創出など、雇用の創出が大きな課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 町内消費の拡大

商工会や商店連盟との協力・連携により、地域に密着した商業経営の推進のもと町内購買力の強化を目指します。

また、買物弱者対策として、町内商店における買い物代行サービスの検討や移動販売を奨励します。

##### 2) 観光消費の拡大

イベントやインターネットを活用したPR活動による観光客の取り込みを強化し、町内における観光消費の拡大を目指します。

また、観光客の取り込みにあっては、町の「顔」である町並みと商店街を魅力あるものとするために、空き店舗の活用や駐車場整備、散策案内などの充実を促進します。

##### 3) 「かな」ブランドの特産品開発

観光イベントへの積極的な商店の参加を促し、販売力を高めるとともに、地域の特性を活かした「かな」ブランドの開発・全町的な販売を含めた販路確保により、生産者の意欲向上と地域の活性化を図ります。

\*モータリゼーション……26頁参照

#### 4) 工業の振興と新企業の誘致

企業の経営強化への取り組み支援などとともに、「みかほ高原（旧かななゴルフ倶楽部）」の有効活用を図るため、積極的な企業誘致活動を推進します。

また、企業の誘致にあっては、本町の自然に配慮し、環境にやさしく、地域の産業と融合できる企業の誘致を推進し、若者の定住促進や就労機会の創出を目指します。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
町内消費の拡大	①魅力ある商店街づくり ②商工会による経営指導及び相談の強化 ③町内店舗の協力調整の推進	④町内複数店舗によるカタログの販売の推進 ⑤買物代行サービスの確立 ⑥移動販売の奨励
観光消費の拡大	①イベントやインターネットによる観光消費の拡大 ②空き店舗の活用、駐車場、散策案内の整備	
「かなな」ブランドの特産品開発	①「かなな」ブランド商品の開発及び全町的な販売	②「かなな」ブランド商品の販路の充実
工業の振興と新企業の誘致	①環境に配慮した企業の誘致	



西御荷鉾山のニッコウキスゲとみかほ高原荘

### 第3節 観光の振興

#### 《現況と課題》

本町は、清流「神流川」が東流し、春を彩る花々、夏の鮎釣り、秋の紅葉、冬の雪景色が四季折々の顔を見せ、訪れる人々の目を楽しませる、清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しい町です。また、「神流川」、「鯉のぼり」、「恐竜」、「鮎の里」、「トレイルランニング\*」の地域イメージが確立されており、各種イベントには、多くの観光客が訪れます。

しかしながら、その観光スタイルは、日帰りの短期型観光が多く、宿泊や交流を伴う長期滞在型の観光に対応できる、観光の振興が課題となっています。また、イベント時における観光客の駐車スペースが、河川敷頼りとなっており、河川状況に左右され、使用できなくなることや、整備の都度多大な費用がかかることなどの課題があります。

また、町の中央を流れる清流「神流川」は、関東一の水質を誇り、釣りや川遊びなど、多くの観光客で賑わいます。しかしながら、近年の集中豪雨や台風による土砂の流入により、瀬と淵の消失など魚の生息環境に悪影響を及ぼしています。現在、漁業組合による石灰石の投入により、生息環境や水質浄化などの取り組みがされていますが、今後も漁業組合との協力や町民参加による「神流川」の再生・復元に向けた取り組みの推進が重要です。

さらに、豊かな自然環境を活かした交流・体験によるまちづくりを進め、I・Uターン\*者の定住や都市住民との交流人口増加による地域の活性化対策が課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 観光「かんな」の確立とPR

地域資源である自然と町の主要観光施設の充実を図り、「かんな」のイメージを高めるとともに、回遊性の高い観光地づくりを推進し、固定客やリピーターなどの観光客の増加に努めます。また、これらのPRにあたっては、インターネットなどの広告媒体を最大限に活用します。

##### 2) 地域資源と交流企画による観光

近年の自然・アウトドア志向の高まりを受け、神流町の地域資源を生かした観光のさらなる見直しを行い、神流川や豊かな山など、自然を活用した自然体験型の観光を充実させます。

また、町民や企業の協力のもと、「みかほ高原荘」や「道の駅万葉の里」、町内宿泊施設を利用した自然体験、食など、スローライフ・スローフード\*志向に対応した本町ならではの交流企画、観光体制の整備を図り、全町的な観光振興を推進します。

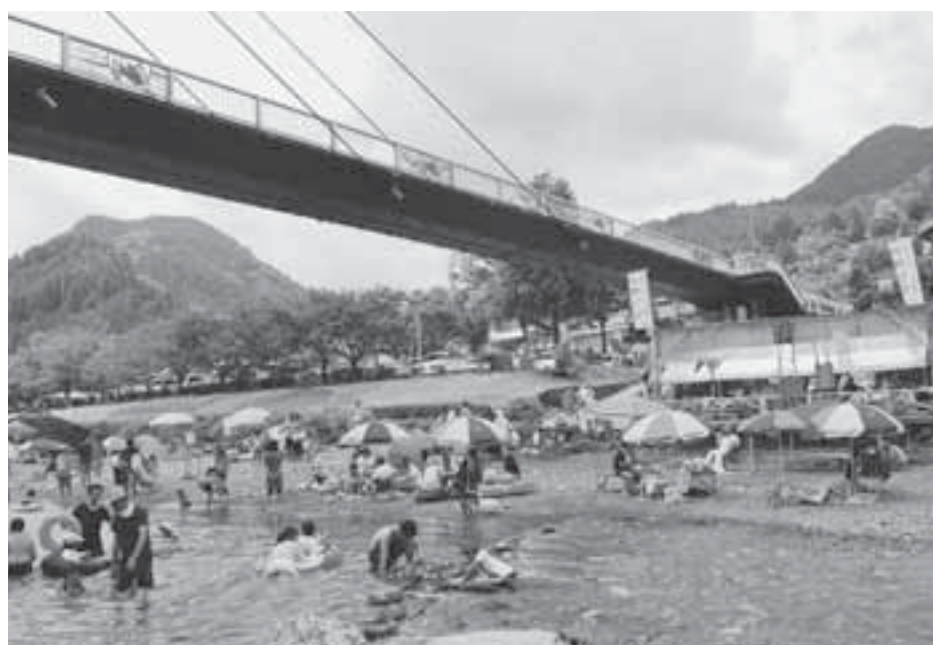
\*トレイルランニング……ハイキング道や林道など、土の感触やにおいを感じながら自然の中を走るランニング

### 3) 神流川の再生と活用

清流「神流川」の再生・復元に取り組むとともに、神流川の鮎や身近な水辺環境のイメージを発信し、観光漁業と相まった水辺交流の振興を推進します。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
観光「かな」の確立とPR	①魅力的な回遊観光ルートの開発	②回遊観光ルートの発信
	③自然体験、食などのスローライフ・スローフードの充実	④自然体験の充実、食の安全のPR
地域資源と交流企画による観光	①自然体験型観光の充実	②都市部からの誘客・交流強化と固定客の確保
	③観光農業、農家民泊の促進	と農業体験プログラムの実施
神流川の再生と活用	①観光と絡めた漁業の振興	②「神流川の鮎」のブランドイメージの確立



\* I・Uターン……20頁参照

\*スローライフ・スローフード……ファストフードに対して唱えられたスローフードから派生した考え方で、大量生産・高速型のライフスタイルに対して、ゆったり、ゆっくりした暮らしを提案するもの。スローフードとは郷土料理・伝統的な料理、質の高い食材や料理

### 第4節 観光の開発と強化

#### 《現況と課題》

本町は、「鯉のぼり」、「恐竜」の地域イメージが確立され、イベント開催時には多くの観光客で賑わいます。また、西上州の山々や清流「神流川」などの自然を求めた入込客も増えつつあります。

このような中、本町のイベントは、鯉のぼりを全国で初めて祭典化した「鯉のぼり祭り」、紅葉とともに秋の味覚を堪能できる「恐竜王国秋祭り」などが象徴的です。しかしながら、全国的に似通ったイベントの開催や会場スペースなどの問題から、内容のマンネリ化や適正なイベント規模が課題となっています。

また、本町は、農林業の衰退とともに、町の気候・風土を活かした特産品が少なく、通年の観光客を見込める恐竜センターにおいても、土産品となり得る商品が乏しい状況にあります。今後は、「かな」のブランド化に向けた特産品や土産品の開発が大きな課題となります。

さらに、新たなる観光振興のため、町民や企業などの様々な視点からの「人づくり」やシステムづくりを形成していく必要があります。

なお、町の「顔」となる町並みは、観光のさらなる強化に欠かすことのできない財産であり、公共施設の設置や商店などの増改築については、これらの建築、風景などと調和した景観を守り育むための取り組みが課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) イベントの強化

「鯉のぼり祭り」をはじめ、「神流マウンテンラン&ウォーク」や「神流の涼」などの既存イベントのさらなる磨き上げとともに、見直しによる合理化を図ります。

また、イベントにかかる駐車場の確保対策に努めます。

##### 2) 特産品等の開発

町が振興する「あかじゃが」、「蜂屋柿」をはじめ、既存の「モノ」を優先した特産品の開発に努めます。また、恐竜センターや商店における土産品開発に努め、「かな」ブランドを確立します。

##### 3) 神流町観光プランの作成

新たなる観光振興のため、「人」、「自然」、「宿」、「体験」などあらゆる視点からの観光プランを作成し、町民や地域団体、企業などとともに、観光に必要な「人づくり」やシステムづくりに努めます。



4) 町並み景観の保全

公共施設の設置や町並み商店などの増改築については、景観条例などの制定により、建築、風景などと調和した観光的・歴史的な景観づくりに努めます。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
イベントの強化	①既存イベントのさらなる磨き上げと見直しによる合理化 ②空き地等の有効利用による駐車場の確保		
特産品等の開発	①眠り隠れた特産品の優先的な見直し ②農産物や加工品の特産化 ③特定の農産物の収穫増による特産化	④あかじゃがや蜂屋柿の特産化と加工品の開発	⑤「かな」ブランドの確立
神流町観光プランの作成	①神流町観光プランの作成		
町並み景観の保全	①まちづくり条例や景観条例の制定		



あかじゃが：あかじゃがとは、じゃがいものこと。和え物や煮ころがし、味噌炒めなど、食卓によく上る食材です。

### 第5節 恐竜センターの充実

#### 《現況と課題》

恐竜センターは、昭和62年にオープン以来25年を経過し、延べ86万7千人が入館しました。平成23年度には、14年ぶりとなる企画展「恐竜展2011」を開催したところ、4年ぶりに年間入館者が3万人を上回るなど、近年は、体験を目的に大型バスを利用したツアーや学校単位で来館する団体などが増えています。

しかしながら、恐竜センターの駐車場は、多数の大型バスの駐車には対応しておらず、加えて、普通自動車の駐車場もゴールデンウィークや夏休みの繁忙期には、駐車場が不足する問題を抱えています。これに対処するため、一時的な河川駐車場を使用していますが、キャンプ場を通過する危険性のほか、その都度、河川整地を必要とすることから、新たな駐車場の確保が喫緊の課題となっています。

一方、恐竜センター施設は、恐竜化石の展示や体験教室など、博物館的な要素のほか、食堂や売店、農林作物直売コーナー、加工所などを設け、神流町の観光拠点となっています。売店では、恐竜センターオリジナルグッズの販売のほか、新鮮な神流町産の野菜などを取り扱っていますが、年間を通じての土産品の販売には至っていません。このため、土産品開発は、収益はもとより、収益以上の宣伝効果が見込まれるため、恐竜センターの活性化には、独自の土産品開発が課題となっています。

今後も、町活性化の核となる町の広告塔施設として、特色ある企画やイベントなどの各種事業を展開し、入り込み客の増加を図るとともに、引き続き地域の雇用創出につなげていく必要があります。このため、新たな駐車場確保をはじめ、土産品開発、国際的な協力関係にあるモンゴル科学アカデミーとの交流の一層の強化、化石発掘体験地の整備や周辺の化石産出地の保護など、様々な課題に対し、計画的に対処していく必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 施設の充実

近隣土地所有者や関係者の理解・協力のもと、駐車場の拡充を検討します。また、シャトルバスや空き地の活用を図り、駐車場不足の解消に努めます。

さらに、館内案内の充実を図るため、展示標本の充実や来館者に対して、より分かりやすい解説方法の導入を検討するほか、化石発掘体験地の拡充とその周辺の化石産出地の保護に努めます。



## 2) 土産品の開発と販売強化

恐竜フィギュアなどによるオリジナリティーを高めた土産品の開発とともに、既存の土産品の磨き上げを図り、商工会や商店などと連携した全町を挙げての土産品の取り扱いを検討します。あわせて、農林業の活性化による特産品コーナーのさらなる充実を図ります。

## 3) 博物館価値の推進

恐竜センターの位置づけをより確立させるため、教育支援や研究活動などを含む博物館的な分野にも力を注ぎ、モンゴル科学アカデミーをはじめとする海外の施設との交流をはじめ、国内の大学や博物館、町内の教育機関とのさらなる連携の強化を図ります。

### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
施設の充実	①大型バスの駐車場確保	②空き地の活用	③既設駐車場の拡充
	④分かりやすい解説方法の構築		
			⑤展示標本の充実
	⑥化石発掘体験場所の拡充及び周辺の化石産出地の保護		
土産品の開発と販売強化	①独創的で個性的な土産品の開発	②土産品・特産品ブームの拡充	③町内商店と連携した土産品等の取扱い
博物館価値の推進	①モンゴル科学アカデミーや国内の大学、博物館、町内教育機関との交流と連携強化		



恐竜センター内の展示



化石発掘体験

# 第3章 豊かな自然の保全と共生に努め 安らぎのあるまち

## 第1節 自然環境の保全・活用

### 《現況と課題》

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模での環境汚染が進む中、環境問題は、公害のような特定の発生源に起因するものだけでなく、自動車の排気ガスなどによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、一人ひとりの日常生活のあり方に深くかかわっているものが多くなっています。

このような中、本町は、町民・事業者・行政が一体となって、身近なところから環境のあり方を考え、恵まれた環境を次世代へ引き継ぐため、平成21年12月に「環境の町」を宣言いたしました。

環境問題に対する意識や取り組みは、地球規模の問題であり、地方自治体においても、21世紀における最重要課題の一つとなっています。本町においては、下流域への水源地域としての役割を担っていることから、森林、河川などを活用した都市住民との交流による、町内外への環境啓発などにより、環境問題への意識の醸成と自然との共生による、地域の活性化が図られるような、多面的な取り組みが求められています。

### 《施策の概要》

#### 1) 環境への負荷の少ないまちづくり

家庭・地域・企業・行政などが一体となって環境保全のために、環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。

地球環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を検討します。

#### 2) 自然環境の保全と活用

地域の財産である豊かな自然を守るため、積極的な啓発活動に取り組みます。また、町の財産である自然環境に調和した、体験・交流による自然とのふれあいの場づくりを進め、自然環境保全への理解と共生を目指します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
環境への負荷の少ないまちづくり	①電気自動車用充電設備の拡充 ②住宅用太陽光発電促進の体制整備及び設置に対する支援の充実 ③メガソーラーによる再生可能エネルギーの導入の検討 ④小水力発電、その他による再生可能エネルギーの導入の検討	
自然環境の保全と活用	①自然環境保護への啓発と意識の強化 ②自然環境を活用した体験・交流によるふれあいの場づくりの推進	



新緑の丸岩

### 第2節 環境美化・衛生環境の充実

#### 《現況と課題》

近年、観光や自然志向の高まりにより、山や川などの滞在型観光や安らぎ憩いを求め、本町を訪れる人々が増えつつあります。これに伴い、空き缶などのポイ捨て、ごみの放置などが見受けられます。また、家電リサイクル法の施行により、テレビ、冷蔵庫などの大型家電製品の不法投棄も散見されます。このようなことから、町民による道路や河川の清掃、町による不法投棄の監視、近年では、交流事業により始まったボランティアの清掃登山などにより、町内外者の環境美化活動も活発に行われていますが、今後も継続した環境美化活動の推進が求められます。

一般廃棄物処理については、平成19年度に群馬県が策定した「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」において、一般廃棄物処理広域化の方向性が示されました。このなかで、本町は「藤岡富岡ブロック」に位置づけられ、ブロック内で1又は2施設に統合する計画となっています。

このような中、本町のごみ排出量は、人口の減少に比例し、減少傾向にあります。これらのごみ処理体制は、クリーンセンターにおいて可燃ごみをRDF\*化し、そのほか不燃ごみは、リサイクルセンターにおいて資源物を選別した後、リサイクルを行っています。クリーンセンターは、稼働後14年が経過し、施設の老朽化とともに、RDFの需要が少ないことが課題となっています。

また、本町は水源地域であることから、家庭雑排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、町内全域を浄化槽処理区域と定め、合併処理浄化槽の設置促進を行っていますが、汚水処理人口普及率は、県内でも下位であることから普及率の向上に向けた取り組みが急務となっています。

#### 《施策の概要》

##### 1) 環境美化活動の推進

環境美化に対する啓発とともに、町民、地域、企業、NPOなどと連携し、環境美化活動を積極的に推進します。

##### 2) ごみの適正処理と資源化

ごみ減量化推進のため、使い捨てのライフスタイル\*の見直しや必要な物だけの購入、リサイクル品の積極的な使用など循環型社会の構築を目指します。

処理施設については、RDF化された燃料の販路及び有効利用について検討するとともに、老朽化対策については、広域化を視野に入れた処理計画を検討します。

\*RDF……可燃性廃棄物を破碎、圧縮形成して作られる固形燃料

\*ライフスタイル……13頁参照

### 3) 合併処理浄化槽設置の推進

合併処理浄化槽の普及啓発と適正な維持・管理のもと、設置を推進します。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
環境美化活動の推進	①ごみのポイ捨て・不法投棄防止に係る監視体制の強化 ②町民や企業等と連携した環境美化活動の推進 ③環境美化の啓発	
ごみの適正処理と資源化	①分別の徹底・リサイクル意識向上の推進 ②RDF燃料の販路の見直しと有効活用の検討 ③ごみ処理広域化の検討	
合併処理浄化槽設置の推進	①自然環境保護への啓発と意識の強化	



クリーンセンター奥多野

### 第3節 水道施設の充実

#### 《現況と課題》

本町の水道施設は、簡易水道8施設、小水道1施設及び簡易小水道2施設で形成されており、それぞれに水源施設があります。各施設を合わせた給水人口は2,242人で、普及率は92.8%と全国平均の水準に達しています。水道料は、平成19年度まで基本料金（2ヶ月20㎡まで）1,600円となっていました。平成20年度に改定し2,100円となりました。

町の水道を取り巻く環境は、水源の確保、水質の汚染及び施設の老朽化などが懸念され、特に水源においては、通常は清澄ですが、降雨時には一時的に高濁度となります。そのほか、昨今の有害鳥獣などの野生動物の増加により、その糞便などが水源水質悪化（O-157、クリプトスポリジウム\*などの細菌・原虫が繁殖する可能性）を引き起こすおそれが懸念され、濁度問題とともにこれらの対策が必要となっています。

また、今後の維持管理面では、柏木地区や平原地区に見受けられる畑地などに布設されている配水管（水道本管）の道路敷地内への布設替えと配水管の老朽化に伴う漏水対策が急務です。

さらに、未給水地区については、今後早い機会に解消を図り、全町の完全給水を実現することが望ましいといえます。

#### 《施策の概要》

##### 1) 水道施設の整備

簡易水道施設等の改良や維持修繕、老朽化した水道管本管の二層管への更新、本管などの畑地内から道路敷への布設替えに取り組みます。

##### 2) 水源・水質の確保

降雨や施設の老朽化による濁度の解消、クリプトスポリジウム対策などを実施し、安全で安定的な給水体制の向上に努めます。

\*クリプトスポリジウム……人や動物の下痢の原因になる原虫。感染すると腸内で大増殖し、激しい下痢を招く



《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
水道施設の整備	①浄水場等水道施設の改修・改良	
	②水道施設の計画的な維持管理 ③老朽管の布設替え	
		④簡易水道未給水地区の解消 ⑤水道料金の改定
水源・水質の確保	①濁度の解消とクリプトスポリジウム対策の実施 ②水源の見直しと確保 ③節水意識の啓発	





### 第4節 快適な住環境の整備

#### 《現況と課題》

本町の集落は、神流川やその支川沿いの狭い平坦地に点在し、人口の減少に伴い、各集落における空き家の増加が見受けられます。このような空き家の一部は、本町の美しい景観や町民の快適な住環境を損なうおそれがあることから、地域や空き家所有者の協力のもと、有効利用や解体などの必要があります。

また、少子・高齢化の進行、家族構成の変化、**ライフスタイル\***の多様化などに伴い、住宅に対する町民のニーズは、住宅の**バリアフリー\***化や新しい住宅設備など、住宅の質の向上へと広がりを見せ、新たなニーズに対応した住宅の供給と多様な設備の供給を促進することが求められています。

このような中、本町は54戸の町営住宅を整備してきましたが、**I・Uターン\***の若者の受け入れ場所や若年層の流出を防ぎ、定住化を促進するためには、これらの機能に対応していないものが多いことから、各団地などの実情に沿った計画的な町営住宅の機能の更新が必要となっています。

#### 《施策の概要》

##### 1) 集落内住環境の整備

町道などの集落における生活道路の整備や空き家の調査を行い、地域における住環境の整備を推進します。

また、地域における公共的施設の配置などを考慮し、住みやすい環境づくりを目指します。

##### 2) 住宅環境の整備

空き家の把握と積極的な活用を推進し、改修などの支援を検討します。

また、老朽化が進んでいる町営住宅は、適切な改善・維持補修により、長期的な有効活用を図ります。

なお、新設、補修にあたっては、新たなニーズに対応した住宅の供給を目指します。

\*ライフスタイル……13頁参照

\*バリアフリー……45頁参照

\*I・Uターン……20頁参照

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
集落内住環境の整備	①空き家調査の実施	②空き家の活用と危険家屋の撤去
	③集落内における生活道路の整備 ④遊休地の利活用の推進	
住宅環境の整備	①町営住宅の適切な維持による長期利用 ②ニーズに対応した町営住宅の供給	
		③時代に即応した町営住宅設備の供給 ④空き家入居者への改修支援



ラブリバーの桜

### 第5節 情報・通信基盤の充実

#### 《現況と課題》

本町では、平成18年7月よりケーブルテレビ\*網（ふれあいネット神流）を整備し、地上デジタルテレビ放送の対応や自主放送番組、行政情報・緊急告知放送とあわせ、IT時代のブロードバンド\*化に対応した、インターネット網の整備を図りました。近年では、自主放送番組を完全デジタル化に移行し、町民へ提供する映像画質の改善に取り組みました。今後は、情報通信関連技術の発展に対応した機器やインターネットサーバーなどを計画的に整備・更新するとともに、映像編集及び放送録音などが併設となっている狭小なスタジオの改修が課題となります。

また、IT時代の成熟により、パソコンやスマートフォンなどが普及した今日、子どもから高齢者まで誰もがインターネットを利用する社会となりました。しかしながら、これらの普及とともにクリック詐欺\*、フィッシング\*などのインターネット犯罪に巻き込まれるおそれが懸念されます。このため、町民がインターネット犯罪の被害に遭わないための啓発とともに、パソコンなどの利用講習などによる、情報リテラシー\*の必要性が求められています。

さらに、情報・通信基盤の整備に伴い、各種ネットワークを利用した町民へのサービスの提供に努める一方で、町民のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、堅固な情報セキュリティの体制づくりを推進することが必要です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 情報通信基盤等の充実

ケーブルテレビ施設における各種機器の整備・更新を計画的に図ります。

また、自主放送番組の充実を図るため、スタジオの改修とあわせ、機械室の改修を検討します。

なお、携帯電話などの受信感度が弱い地域にあつては、その解消に努めます。

##### 2) 情報化社会への対応

21世紀の高度情報化・高速通信社会に対応するよう、情報化教育に努め、町民の誰もが、情報通信技術を活かせる利用環境の整備を推進します。

また、行政や町民における情報保護の万全を期すため、個人情報や情報管理の徹底に努め、安心安全な情報環境づくりを推進します。

##### 3) 電子自治体への対応

国が進める電子自治体に対応するため、便利な行政サービスを提供し、効率的で災害に強い電子自治体の実現に取り組みます。

\*ケーブルテレビ……13頁参照

\*ブロードバンド……映像や音楽等の大きな容量をもつ情報を高速通信することができる新たなインターネットの接続方式

\*クリック詐欺……ウェブページ上やメール広告、掲示板の偽装したリンクを通じて架空請求サイトに誘導し、一方的に契約したことにされて多額の料金の支払を求められることをいう。ワンクリック詐欺ともいう

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
情報通信基盤等の充実	①ケーブルテレビインター ネットサーバー更新	②収録スタジオ及び機械室 の改修
	③移動通信用鉄塔の整備促進	
	④情報セキュリティの強化	
情報化社会への対応	①町民へのパソコン利用講習会の実施	
	②インターネット犯罪の被害防止の啓発	
	③情報セキュリティーの強化	
電子自治体への対応	①ホームページによる情報提供の拡充	
	②行政手続のオンライン利用の促進	
	③ワンストップサービス*の実現	
	④情報アクセシビリティ*の向上	



\*フィッシング……金融機関などからの正規のメールやウェブサイトを装い、暗証番号やクレジットカード番号などを詐取る詐欺  
 \*情報リテラシー……12頁参照  
 \*ワンストップサービス……一度の手続きで、必要なことをすべて完了させられるように設計されたサービス  
 \*情報アクセシビリティ……パソコンやインターネットをはじめとする情報機器やサービスなどが高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること

### 第6節 道路交通網の整備

#### 《現況と課題》

本町の基幹道路は、国道462号及び国道299号、主要地方道富岡・神流線、主要地方道高崎・神流・秩父線及び県道小平下仁田線です。特に国道462号は、町の中心部を神流川沿いに貫通しており、本町と藤岡市を結ぶ重要道路です。

近年では、県が推進する「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」に基づき、坂原工区、魚尾工区などの改良工事が進められ、橋梁の設置や急カーブの解消が進みましたが、現在も多くのカーブが連続し、安全性や防災面で早期に解決しなければならない課題が残されています。

また、国道299号も本町と埼玉県秩父市を結ぶ重要な道路なっていますが、未改良区間が多く、早急なる改良が課題となっています。そのほか、主要地方道、一般県道についても未整備、未改良区間が多く残されており、これらの改良が急務です。

町道については、464路線、実延長241kmであり、町民生活の連絡網として重要な役割を果たしています。今後は、基幹道路と集落を結ぶ路線の整備及び橋梁の老朽化に伴う補修工事を計画的に図る必要があります。

また、公共交通機関は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が事務を執り、本町を含む関係市町村間で代替バスの運行を行っています。しかしながら、自動車保有率増加の影響や人口の減少などによる利用者の減少から、今後の利用促進と活用について対策が求められています。そのほか、町営による福祉バスや社会福祉協議会による有償タクシーの運行を行っています。運行本数の見直しなどを含めた利用者ニーズへの対策が求められています。

#### 《施策の概要》

##### 1) 国道・県道の整備促進

町の基幹道路である国道・県道の早期改良整備へ向けて、関係機関への要望を継続・強化していきます。

##### 2) 町道の整備と充実

生活道路としての重要性、必要性を考慮し、重点的な整備や施設の充実を図ります。橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な補修工事を実施します。

##### 3) 交通機関の充実と利用促進

路線バス、福祉バスなどの維持確保とともに利用サービスの充実に努め、近年の環境意識向上に伴う二酸化炭素削減の観点から、公共交通の利用促進を働きかけます。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
国道・県道の整備促進	①国道462号及び299号の拡幅・直線化等の促進を国・県へ要望 ②主要地方道及び一般県道の拡幅・改良等を県へ要望	
町道の整備と充実	①生活道路としての重要性、必要性を考慮した重点的な町道整備 ②橋梁長寿命化計画に基づく計画的な橋梁補修工事の実施	
交通機関の充実と利用促進	①利用実態にあわせた代替バスのダイヤ改正の検討 ②敬老割引等の充実による代替バスの利用促進 ③福祉バスや有償タクシーの充実	



### 第7節 国土調査（地籍調査）の推進

#### 《現況と課題》

本町の土地登記簿、土地台帳付属地図として備えられている公図などは、明治時代に行われた租税制度改革の地租改正により整備されたもので、土地の面積、境界などは現況と乖離することが多く見受けられます。

このような中、本町は平成16年度から国土調査に着手し、主に、住宅地周辺の調査を進めていますが、過疎化による町不在所有者の増加、高齢化による現地境界の不立会などの課題が発生しています。加えて、過疎、高齢化は、立会調査にかかる推進委員の確保の問題へも助長しています。

国土調査による地籍図・地籍簿の整備は、土地行政の基礎資料として役立つほか、境界トラブルの防止、公租公課の公平化など様々な活用へとつながります。今後も国土調査の推進については、土地所有者の理解のもと関係機関と協力し、地籍の明確化への認識・意識の向上とともに、更なる啓発を図る必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 土地境界及び地籍の明確化

境界立会により設置された境界杭をもとに、精密な測量を行います。

また、境界立会により確定された未登記道路などは、土地所有者の承諾を得られた土地から、計画的な所有権移転登記を済ませます。

##### 2) 国土調査推進体制の充実

境界立会、細部測量などの体制を充実します。

調査区域における境界などの精通者となる推進委員の確保を図り、調査の円滑化に努めます。

##### 3) 国土調査の啓発

調査区域における説明会を実施し、土地関係者などへの理解と協力に努めます。また、全町における国土調査への認識・意識を醸成するため、各種啓発活動を実施します。



《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
土地境界及び地籍の明確化	①土地所有者への立会協力の要請 ②道路敷等の町への所有権移転未登記箇所の解消 ③基準点・図根点・境界杭等の保存 ④公租公課等の負担の公平化	
国土調査推進体制の充実	①立会、測量体制の充実 ②地籍調査推進委員の確保	
国土調査の啓発	①説明会の実施 ②国土調査の全町的啓発の強化	



西御荷鉾山に浮かび上がる大の字

### 第8節 土地の有効利用

#### 《現況と課題》

本町の総面積は114.69km<sup>2</sup>、町土の88.3%を森林が占めています。森林は、林産物の供給のほか、自然災害の防止や水源かん養、地球温暖化の防止、心身のリフレッシュ機能などの多面的な公益機能を持っています。

また、宅地は、神流川やその支川沿いの狭い平坦地に点在し、その周辺や山間の斜面に農地が開かれています。

森林や農地は、近年の農林業の低迷に伴い、荒廃森林や耕作放棄地が増加する問題を抱えています。

このように、森林が多くを占め、僅かな平坦地に集落や農地が点在しているため、新たな土地開発は見受けられませんが、限られた宅地などの平坦地や耕作放棄地などは、町民の理解のもと、地域の活性化のために有効活用をしていくことが求められています。また、活用にあたっては、長きにわたり築かれた歴史、自然環境に配慮した景観を保つことが課題となります。

さらに、本町が取得した「みかほ高原（旧かんなゴルフ倶楽部）」について、雇用の創出や地域活性化のための有効かつ高度利用となるよう、町民の参画とともに決定されることが求められています。

#### 《施策の概要》

##### 1) 計画的・有効的な土地利用

土地開発及び土地利用関係法令との調整を図り、自然環境の保全や調和に努めながら、効果的な産業振興や定住環境を整備するとともに、森林などの自然環境は、町民や都市住民の自然とふれあう場や子どもたちの環境教育の場などとなるよう、様々な活用を図ります。

なお、新たな土地開発にあたっては、秩序ある土地利用を促すとともに、「みかほ高原（旧かんなゴルフ倶楽部）」について、地域活性化のための高度利用となるよう、町民参画のもと利活用を検討します。

##### 2) 中心地（町並み）の保全

行政や商業の中心地である万場地区（町並み）は、昭和レトロの漂う町の「顔」として保存するとともに、空き地などの整備にあたっては文化景観に配慮します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
計画的・有効的な土地利用	①国土利用計画の策定	
	②自然環境に調和した効率的な土地利用の促進	
	③遊休地等の有効利用の促進	
	④交流や環境教育としての土地利用	
	⑤みかほ高原（かなゴルフ倶楽部）の有効利用	
中心地（町並み）の保全	①万場地区（町並み）の土地利用の保全	
	②文化景観の保全	



釣り人でにぎわう神流川



三段に落ちる小豆の滝

# 第4章 ふるさとに愛着をもち 豊かな人材を育てるまち

## 第1節 学校教育の充実

### 《現況と課題》

本町には、平成16年度にそれぞれ統合された町立の小・中学校が各1校ずつ設置されています。小学校は昭和46年、中学校は平成3年に建設されましたが、小学校については、老朽化や耐力度不足などにより、平成24年7月に新校舎を建設いたしました。今後、小・中学校及び保育所に昼食を供給する給食センターや小学校体育館についても、老朽化などから立て替えや改修の必要性があります。

児童生徒数については、過疎とともに厳しい少子化の影響から年々減少し、小学校においては、完全複式学級を解消するための非常勤講師や補助教員を配置しています。少人数学級での教育は、児童生徒に対し、一人ひとりきめ細かな指導につながるメリットになり得ますが、反面、多様な人間関係を形成しづらいことや競争意識をもちづらいなどの課題があります。

このような環境の中で、社会性やたくましさを身につけ、個を成長させるためには、学校間交流学習の促進、地域ボランティアによる学習支援や学校環境美化などへの参画、キャリア教育としての地域人材を外部講師として招く機会を設けるなど、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の学習環境の向上や健全な生活習慣の形成を図っていく必要があります。

また、県立万場高等学校との連携型中高一貫教育のさらなる充実に努め、地域に根ざした教育活動の推進を図っていく必要があります。

### 《施策の概要》

#### 1) 学校教育環境や施設の充実

体育館や食堂、集会施設など学校教育施設の整備・改修を図るとともに、ボランティアによる学習支援や学校環境美化、地域人材によるキャリア教育の推進に努め、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の学習意欲の向上と健全な生活習慣の形成に取り組めます。

#### 2) 学校教育内容の充実

学校生活と地域に根ざした特色ある授業の充実のため、連携型中高一貫教育の推進や自然環境・地域資源を活用した適切な義務教育を推進します。

また、少人数学級の特性を活かしたきめ細かな支援・指導の充実に努めるとともに、近隣学校との交流学習などにより、社会性を育み視野を広げることのできる教育環境

づくりに努めます。

さらに、国際化に対応した英語指導助手や海外研修を引き続き推進します。

### 3) 学校給食や学校保健の充実

集会施設や食堂を併設した給食センターの整備と給食費の無料化を継続します。

また、少人数学級の特性を活かしながら、児童生徒の心身・健康の変化を注視し、心身ともに健康な児童生徒の育成に努めます。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
学校教育環境や施設の充実	①学校支援センターの運営・拡充 ②非常勤講師や補助教員の配置による指導体制の充実 ③ボランティアによる学校支援の充実	
	④食堂・集会室等の整備	⑤スクールバスの更新 ⑥小学校体育館の改修
学校教育内容の充実	①環境教育及び郷土教育の推進 ②時代や地域の特性に対応した教育内容の推進 ③外国人指導助手の継続配置 ④中学生海外研修制度の継続 ⑤連携型中高一貫教育の推進 ⑥県立万場高等学校への支援	
	⑦神流町の未来を担う子ども のための教育会議の設置	⑧神流町の未来を担う子ども のための教育会議の充実
	⑨隣接小中学校との合同授 業の実施	⑩隣接小中学校との合同運 動会や学習発表会の実施
学校給食や学校保健の充実	①給食センターの整備	
	②給食費無料化の継続	
	③食育の推進	
	④地元農産物の積極的な使用	
	⑤家庭と学校が連携した保健の充実	
	⑥健康教育の推進	

### 第2節 生涯学習の推進

#### 《現況と課題》

生涯学習に対する町民のニーズは、生活水準の向上や生活様式の変化に伴い、その内容も多種多様化しており、特に高齢者においては、長寿社会の到来により趣味や能力を活かした生涯学習への関心が高まり、その機会と場所の確保が求められています。このため、本町では、高齢者が生きがいをもてる生涯学習が実践できるよう、高齢者教室や文化講演会などの創設や開催に努めてきました。

一方、町内における若者及び中高年層における生涯学習機会は、**ライフスタイル\***の多様化や人口の減少によるサークル活動の減少などの影響により、その機会が少なくなる傾向にあります。

このことから、従来から行われている生涯学習の充実に加え、町民の学習意欲や学習ニーズを的確に捉えた、多様な学習機会の設定とその環境づくり、また、人材の育成・確保に努め、年代層に対応した学習機会の創設や体制づくりが必要です。

今後、町民が生涯にわたり、学び、学習の活動を続けていけるよう、世代間における学習機関の横断的な連携や交流により、幅広い世代の人が参加しやすい生涯学習環境の充実と体制整備を推進していく必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 生涯学習活動の推進

町民の誰もが参加しやすい生涯学習の場や新たな生涯学習の創出を奨励し、趣味や目的に対応した多様な学習機会を提供するなど、各種活動の支援に努めます。

##### 2) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習活動の推進を図るため、全町的な協力体制を推進し、生涯学習の機会や場所を提供する施設の利便性の向上に努めます。

また、不足する人材にあつては、指導者やリーダーの育成を推進するとともに、町民の生涯学習に係る課題やニーズなどの意識調査を行い、生涯学習計画の策定を検討します。

\*ライフスタイル……13頁参照



《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
生涯学習活動の推進	①高齢者のニーズに応じた学習機会の提供	②高齢者相互の学習課題設定による高齢者学級の推進
	③高齢者と各世代の交流による学習活動の創出	
	④若者から壮年者を対象とした生活・教養講座等の実施	⑤講座参加者による町活性化を考える団体等の育成
生涯学習推進体制の充実	①生涯学習施設の整備と拡充	
	②生涯学習計画の策定	③生涯学習基本計画の推進



### 第3節 生涯スポーツの振興

#### 《現況と課題》

町民誰もが、健康の保持・増進や心身のリフレッシュのために親しみやすいスポーツに取り組めるよう、体育協会とともに様々なスポーツイベントを開催し、団体の結成や指導者育成を目指した教室を開催するなど、生涯スポーツの活性化と充実に努めています。

また、町民のスポーツ志向の多様化に対応するため、多目的グラウンド、町民体育館、プールなどを整備し、生涯スポーツの振興に取り組んでいます。

このような中、高齢者比率が50%を超える本町にあっては、元気高齢者のスポーツライフは多種多様化し、ゲートボールやグラウンドゴルフ、スマイルボウリングなど活発に行われるようになりました。

一方、低年齢層から中高年層における生涯スポーツは、過疎や少子化などによるスポーツ愛好者の減少、これによるスポーツ離れなどが進み、各団体における運営や存続が大きな課題となっています。

今後、更に少子高齢化が進行する中で、指導者や団体の育成・強化と指導體制の組織化を図り、心身ともにたくましい子どもの育成や高齢者の健康・体力の保持増進を推進し、生涯スポーツの振興による活力あるまちづくりを実現することが求められています。

#### 《施策の概要》

##### 1) 生涯スポーツの推進

子どもから大人まで生涯にわたって、運動やスポーツを楽しむ習慣づくりのため、スポーツ機会の充実を図るとともに、今後も引き続き体育協会、スポーツ少年団をはじめとした団体とそのスポーツ活動を支援します。

また、町民の体力向上や健康の保持増進のため、地域での身近なスポーツ環境づくりの充実を図り、スポーツ推進委員会と連携したスポーツ情報の提供に努め、様々なスポーツへの参加機会の拡充を図ります。

##### 2) 生涯スポーツ施設の充実

スポーツ施設の現状と課題を踏まえ、総合的な利活用と維持管理・整備を計画的に推進します。また、町民の体力・健康の保持増進や町民の交流を支援するため、スポーツ施設、学校体育施設などの利活用を積極的に推進します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
生涯スポーツの推進	①自然を活用したスポーツ教室の企画や開催 ②子供を対象にしたスポーツ教室の推進 ③スポーツによる世代間交流の推進 ④高齢者・障がい者向けスポーツの振興 ⑤体育協会・スポーツ少年団等の活動支援 ⑥スポーツ推進委員の確保と活動支援 ⑦各種スポーツ活動情報の啓発	
生涯スポーツ施設の充実		①小学校体育館の改修 ②町民体育館の改修
	③健康増進管理センターの利用促進 ④スポーツ施設の維持管理と利用促進	



神流マウンテンラン&ウォーク前夜祭

### 第4節 青少年の健全育成

#### 《現況と課題》

社会における世帯環境が大きく変化した今日、本町においても核家族化や少子化の進行により、地域内における子どもが遊ぶ機会の減少や下校後に小・中学生が家で独りきりになるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、コンピュータゲームの急速な発達により、学力や知的能力、視力、体力の低下、さらには社会的不適応などの悪影響が指摘されています。

また、近年の携帯電話やインターネットなどの情報技術の発達は目覚ましく、これらを介した犯罪やトラブルなどの諸問題を子どもたちへ認識させるとともに、これらから子どもを守る取り組みが強く求められています。

次代を担う青少年は貴重な人材であり、心身ともに明るく活発に育つことは地域の願いでもあります。このためにも、学校や家庭における子どもの健全育成に努めるとともに、地域やボランティアと密接な連携を図りながら、のびのびと健やかに成長できる環境づくりを推進していく必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 青少年育成環境と推進体制の整備

町民、学校、ボランティアや地域社会における組織としての教育力の強化に努め、青少年にとって望ましい環境整備と健全育成を推進する体制の充実を図ります。

##### 2) 青少年育成事業の充実

青少年の健全育成のため、インターネット教育などの各種事業の充実と指導者の育成・確保に努めます。

##### 3) 青少年組織の充実と活動支援

子ども会や各種青少年団体の育成・強化に努めます。また、PTAが行う防犯パトロールなどを奨励し、ボランティアや地域による健全育成活動事業を推進します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
青少年育成環境と推進体制の整備	①家庭教育の充実 ②地域における教育力の強化 ③ボランティアパトロールの奨励 ④青少年育成の啓発や広報活動の充実	
青少年育成事業の充実	①インターネット教育等の推進と指導者の確保	
	②スポーツ等の交流活動による育成事業の展開	
青少年組織の充実と活動支援	①青少年育成団体活動の支援	
	②地域における青少年育成活動の支援	

### 第5節 歴史の保全と地域文化の振興

#### 《現況と課題》

##### 【文化財と伝統芸能】

本町の重要文化財や天然記念物は、県指定の「瀬林の漣痕」や「阿弥陀三尊画像板碑」の2件、町指定の「中山神社の鰐口」、「十六羅漢襖絵」、「流鎚馬の的と鏃」のほか13件の指定があります。特に、瀬林の漣痕に付いたくぼみは、日本ではじめて「恐竜の足跡化石」と認められ、本町の「恐竜王国」としての重要な役割を果たすとともに、観光の目玉の一つになっています。

また、このほか本町の重要無形民俗文化財は、県指定の「中山神社のお川瀬下げ」、町指定の「中山神社の太々神楽」があります。このような指定のほかにも「ひな市」、黒田地区の「横樽三段落とし」、「西御荷鉾山の大文字（まるだい）」など、町や地域に受け継がれる伝統芸能・行事などがあります。

これらの文化財、伝統芸能・行事については、所有者や地域団体により、保存・継承されていますが、過疎や少子高齢化の進行から、現状を維持することが難しくなっています。今後は、これらの貴重な文化財、伝統芸能・行事などを町の財産として、保護伝承していくことと、文化遺産の町民への啓発に努め、郷土愛の意識の高揚と町の活性化につなげる取り組みとともに、所蔵されている歴史的・文化的な文化財の常設展示などの整備が課題です。

##### 【文化活動】

町民の文化活動は、文化協会が中心となって展開されており、各種団体が年間を通じて活動した成果を発表するための、文化祭や展示会が開催されています。今後は、町民が気軽に参加できるグループや同好会の立ち上げ、また、芸術・文化活動に接する機会の拡充を図るとともに、文化団体の充実や指導者の養成に努めていく必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 文化財の保存

本町の文化財や天然記念物を継承するため、各種文化財の保存に努め、指定文化財にあつては、修復や保存などの所有者に対する支援を実施します。

##### 2) 文化財愛護思想の普及

本町の貴重な文化財や天然記念物を守り、次代に継承するため、町民の文化財への愛護思想の醸成と保存意識の啓発を図ります。また、町民の文化財への興味と関心を高めるため、案内板などの設置や広報活動を推進するとともに、学校教育や生涯学習での文化財を活かした学習を目指します。

### 3) 文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承

各種文化活動の新たな取り組みと活性化に向け、文化協会や文化団体などの支援・育成に努めます。また、地域の伝統文化を保持・継承するとともに、自然や観光などと連携した地域づくりに努めます。さらに、そのための後継者の育成や人材の発掘を推進します。

### 4) 文化施設の充実

各種文化活動にあたっては、コイコイアイランド会館や学校の空き教室の有効利用などを図り、文化財などの常設展示となる施設の充実に努めます。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
文化財の保存	①重要文化財や天然記念物の保護と保存の推進 ②重要無形民俗文化財の伝承と保存の推進 ③各種文化財の保存への支援	
文化財愛護思想の普及	①文化財の広報啓発	②指定文化財の案内板の設置
	③学校教育・生涯学習の文化財学習の推進	
文化活動の支援と郷土芸能、伝統技術などの継承	①文化協会や文化団体などの支援と育成 ②地域伝統文化の保存と継承 ③後継者の育成と人材の確保 ④文化活動の参加機会の提供と発表会の充実	
文化施設の充実	①文化活動施設の拡充	②常設展示施設の整備



瀬林の漣痕（県指定天然記念物）



### 第6節 図書館の充実

#### 《現況と課題》

本町の図書館は、明治40年に当時の文部大臣の設立許可を受け、県内初の公立図書館として、620冊の書籍を購入し開館しました。以降、数回の移転を重ね、現在、役場本庁舎敷地内に町内唯一の図書館が設置されています。

施設は、昭和41年に建設された登記所を平成3年より転用し使用していますが、老朽化が著しく、狭小なため改築を求める声があがっています。

また、近年の電子書籍の普及や町内人口の減少に伴い、その利用者は年々減少しており、図書蔵書数に対し利用者が少ないのが現状です。このことから、運営にあたっては、町民の利便性を考慮した日曜休館や開館時間の見直しとともに、蔵書の予約や検索システムの構築などが課題です。

図書館は、町民の教養の向上及び生涯学習の機会を総合的に提供し、地域社会の文化の向上を図るために欠かすことのできない施設です。今後、町民の誰もが気軽に利用でき、自ら学ぶ姿勢を育ていけるよう、多面的な施設整備や運営体制を整える必要があります。

#### 《施策の概要》

##### 1) 施設の充実

子どもから高齢者まで幅広い年代層に対応した、多目的図書館の施設を用地の選定を含めて検討します。

##### 2) 運営体制の見直しと改善

昼休みや夜間、休日など、町民のニーズに合わせた運営体制の構築を目指します。あわせて、蔵書検索システムの導入を検討し、町民の利便性の向上に努めます。

##### 3) サポート体制の整備

幼児や児童などに対する読み聞かせ、蔵書の貸出や返却などの運営ボランティアによるサポート体制の確立を目指します。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
施設の充実		①多目的図書館の整備	
運営体制の見直しと改善	①夜間延長の実施	②日曜開館の実施	
	③蔵書検索システムの構築	④本の予約やリクエストの受付	
サポート体制の整備	①読み聞かせ及び貸出・返却ボランティアの確立		

# 第5章 もてなしを大切にした 心ふれあう交流のまち

## 第1節 地域行事の奨励による交流の促進

### 《現況と課題》

本町には、豊富な森林資源や水資源、美しい景観のほか、食文化をはじめとする伝統・芸能などの地域資源が数多く残されています。このような固有資源は、都市住民が豊かな自然や伝統文化に触れ合う場として、また、心身を癒す場として、さらには、交流の場として活用することができます。

本町では、地域における伝統行事などへ多くの町民が参加し、地域コミュニティの維持・強化とともに、地域力を醸成してきました。近年、こうした山村地域における行事などへの参加や興味を持つ都市住民が増えつつある中、神流マウンテンラン&ウォーク実行委員会が開催する、**トレイルランニング\***レースは、町民の「もてなし」を前面に押し出し、参加者と町民の交流イベントとして発展してきました。

今後も地域における行事や地域団体などによるイベントなどを奨励し、これにより町民が、地域や町に対する「郷土愛」を育みつつ、「もてなし」や「心」による、さらなる交流を推進していく必要があります。

### 《施策の概要》

#### 1) 「もてなし」による交流の推進

個性豊かな地域による行事や地域団体などによるイベントを奨励し、「もてなし」による交流を推進します。

#### 2) 交流促進のためのイベント啓発

地域、地域団体及び町による各種イベントなどの情報を発信し、地域内外による交流の促進に努めます。

\*トレイルランニング……58頁参照

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
「もてなし」による交流の推進	①地域や地域団体等による行事の奨励 ②「もてなし」祭事による交流の強化と推進 ③「もてなし」による農家民泊等の推進 ④郷土愛の醸成による「もてなし」の強化	
交流促進のためのイベント啓発	①神流マウンテンラン&ウォークのPR ②地域「もてなし」祭事等の情報発信の強化	



神流マウンテンラン&ウォーク  
親子とハイタッチ



神流マウンテンラン&ウォーク  
選手とのふれあい



恐竜王国秋まつり



地元の子どもたちと感動のゴール

第2節 観光と連携した交流の促進

《現況と課題》

本町は、年間約12万人程度の観光入込客を数え、入込客は、自然やイベントなどを求めた様々な形態となっています。

このような中、本町は関東一の清流「神流川」を活かし自然を体験できる「神流の涼」、西上州を代表する御荷鉾山や森林資源を活用した交流イベント競技「神流マウンテンラン&ウォーク」などの入込客が増加しています。

これらのイベントは、自然のフィールドの中で、地域や多くの町民が関わり、訪れる都市住民などとの交流を育む機会となっています。

今後は、このような地域資源を活用した観光イベントによる、さらなる交流の推進とともに、観光型の体験学習・農家民泊などを通じて、都市住民、地域及び町民の交流が拡大・発展する取り組みが必要です。

《施策の概要》

1) 地域ブランドによる交流

自然などの観光資源や恐竜センターなどの観光型体験学習、農家民泊などの様々な地域ブランドを確立し、交流人口の増加に努めます。

2) 交流企画の充実

都市住民の交流ニーズを的確に捉え、観光と連携したイベントや交流機会の増進に努めます。

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
地域ブランドによる交流	①恐竜センター等の観光型体験学習による地域住民との交流 ②観光農園等による交流の促進 ③神流マウンテンラン&ウォークによる交流の強化 ④農家民泊等による交流の促進	
交流企画の充実	①神流マウンテンラン&ウォークのPR ②交流イベントのタイムリーな情報発信と積極的なPR	

## 第3節 I・Uターン者の奨励と定住の促進

## 《現況と課題》

近年、都市住民のライフスタイル\*の変化に伴い、自然の中でのゆとりある暮らしや人との触れ合いの大切さを求め、I・Uターン\*を希望する人々が増えつつあります。

このような中、本町には毎年僅かながらI・Uターン者の流入者があり、比較的若い世代は概ね神流川森林組合が雇用の受け皿となっています。しかしながら、収入や就労環境などの問題から離職率も高く、長期の定住につながらない傾向にあります。

また、本町におけるI・Uターン者の受け入れは、空き家所有者の協力による、空き家バンクの開設や町営住宅などの居住の確保、定住対策のための家賃補助などに努めていますが、空き家の確保や本町の雇用環境の問題などから、多くを期待できる状況にありません。

このようなことから、I・Uターンなどによる移住希望者の奨励と定住に向けて、空き家の確保と雇用の創出による定住基盤の取り組みの強化を推進していく必要があります。

## 《施策の概要》

## 1) 空き家等の有効活用

空き家所有者の協力のもと、「空き家バンク」の充実を図りながら、町内の空き家の賃借や売買を促進し、移住希望者の確保や町内の若者などの流出防止対策に努めます。また、空き家対策を各地区で取り組める体制の構築を目指します。

## 2) 定住化の促進

空き家及び町営住宅の有効活用とともに、宅地分譲を検討し、町民及び移住希望者の定住化の促進に努めます。

## 3) 雇用の創出

産業の6次化や特産物の開発により、町民や定住希望者の雇用機会の創出に努めます。また、「みかほ高原（旧かんなゴルフ倶楽部）」の企業誘致など、有効活用に努め、雇用の創出を目指します。

\*ライフスタイル……13頁参照

\*I・Uターン……20頁参照



《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
空き家等の有効活用	①空き家の確保		
	②空き家バンクの充実と積極的なPR		
		③地域における空き家対策の体制整備	
			④空き家の改修等の補助制度の確立
定住化の促進		①宅地分譲地の整備	
雇用の創出	①産業と連携した雇用の創出（6次産業化）		
	②既存企業及び新規参入企業への支援による雇用の確保		
	③「みかほ高原（旧かなゴルフ倶楽部）」の高度利用による企業誘致		

## 第6章 地域住民が主役 住民自治のまち

### 第1節 地区の活性化（地域コミュニティの充実）

#### 《現況と課題》

本町のコミュニティ単位となる行政区は、21の行政区で組織され、これらは、まちづくりの基礎をなす自治・コミュニティの単位であるほか、単に居住地ということではなく、農地や森林などを保全する機能も果たしています。

このような地域コミュニティは、長い歳月を経て構成され、住民が地域の中で安心して生活できる環境を構築し、また、寄合、地域行事などによる、住民の自主的な活動が推進されてきました。

しかしながら、本町における過疎、少子高齢化の進展により、15の行政区が限界集落となっており、独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、山林・農地の荒廃、消防、地域行事への影響など集落自治機能の低下が懸念される状況にあります。

これらの対策には、空き家対策を含めたI・Uターン\*者などの定住確保対策のほか、集落支援員や地域おこし協力隊などの外部流入による地域コミュニティの活性化、また、地区担当職員などの地区支援による、地域住民の主体的かつ自発的な対策を推進し、地域の自立促進につながる仕組みづくりを目指す必要があります。

さらに、元気な高齢者の能力を積極的に活用する取り組みやリーダーとなる人材を育成し、地域ぐるみで社会活動に取り組むことができるコミュニティづくりが課題です。

#### 《施策の概要》

##### 1) 地区懇談会の実施

行政区ごとに抱える問題点や課題の洗い出し、今後の行政区の方向性などを検討するための地区懇談会を実施し、町民の自治への参加意識を高め、地区の活性化を図ります。

##### 2) 地区担当職員の有効活用

現在、各行政区につき3～4人で担当している、地区担当職員の有効活用を図るため、行政区と連携のもと担当職員が地域に関わりやすい環境を整備します。

##### 3) コミュニティ施設の整備

行政区のコミュニティの核となる集会所の利便性を高めるため、便器の簡易洋式化や手摺の設置、段差解消などを講じます。

\* I・Uターン……20頁参照

《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容		
	前期	中期	後期
地区懇談会の実施	①地区ごとの懇談会の実施		
	②地区力の再発見 ③地区の問題提起	④地区の祭りや行事の復活	⑤町民祭の開催
地区担当職員の有効活用		①地区担当職員の活動環境と体制整備の充実 ②担当職員の積極的な活用	
コミュニティ施設の整備	①コミュニティの強化に向けた集会所の活用促進		
	②高齢者等に対応した集会場の改修		



八幡神社例大祭



中山神社のお川瀬

## 第2節 行財政経営の推進

### 《現況と課題》

長引く景気の低迷、人口の減少と高齢化による産業構造の変化、情報化社会の進展などにより、本町行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、地方分権の推進や地域主権改革、町民ニーズの変化などにより、行政運営はますます多様化、複雑化する中、事務量も増大しています。

また、歳入の多くを地方交付税に依存している本町においては、今後、地方交付税が減額されることが見込まれており、超高齢化社会における高齢者医療をはじめとする新たな福祉への対応、既存の町有施設の老朽化に伴う修繕費、新規事業の展開などによる経費の増大が見込まれ、財源の確保が課題となっています。

このような中、今後の行政経営にあたっては、従来の「管理・運営」から「経営」に転換し、民間の経営理念や経営手法を取り入れながら、町民が「価値がある」、「役立つ」と思えるような、満足度と質の高い行政サービスの提供が求められます。

このため、行政サービスの向上を第一の視点におき、限られた財源や人材を有効活用し、迅速かつ効率的な行政経営を進めるとともに、町民ニーズに対応できる組織体制の見直しや時代の潮流に対応できる職員の育成など、組織づくりに取り組んでいく必要があります。

### 《施策の概要》

#### 1) 健全な財政運営の促進

健全な財政を維持するため、中長期的な展望から、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。また、各種事業に対する国や県の動向を的確に把握し、補助金などの有利な財源の確保に努めます。

#### 2) 行政評価・行政改革の推進

町民本位及び施策成果重視の行政経営を推進するため、行政評価システムの構築や評価のための組織づくりを検討します。

また、複雑・多様化する町民ニーズや新たな課題に対応するとともに、さらなる事務の効率化を推進するため、行政改革大綱の見直し及び策定を進めます。

#### 3) 人事管理の適正化

定員適正化計画のもと、職員が意欲的に仕事に取り組めるための適材適所への配置や職員研修による職員の企画立案能力の向上に努めます。

#### 4) 行政組織の見直しや再編

権限移譲などの地方分権や超少子高齢化社会への対応をはじめ、社会情勢や新たな

町民ニーズに対応するため、行政組織の見直しや再編を検討します。

### 5) 民間活力の活用

町民サービスへつながる民間活力の積極的な活用により、各種事務事業の効率化を図ります。

#### 《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
健全な財政運営の促進	①国・県の補助金、交付金の効果的な活用 ②町税徴収率の向上と受益者負担適正化の推進 ③納税意識の高揚に向けた啓発の推進 ④事務費、人件費等の経常的経費の削減 ⑤長期計画による財源の効果的な運用	
行政評価・行政改革の推進	①行政評価システムの構築と組織づくり ②行政改革大綱の策定	
人事管理の適正化	①定員適正化計画の策定 ②人事評価の推進	
行政組織の見直しや再編	①町民ニーズに対応した行政組織の見直しや再編の検討	
民間活力の活用	①外部委託の効率的な活用の検討 ②指定管理者制度の活用	

## 第3節 男女共同参画の推進

## 《現況と課題》

社会経済環境や家庭におけるライフスタイル\*の変化に伴い、女性の社会進出が進み、女性が職場や地域活動など様々な分野で大きな役割を果たすようになりました。しかしながら、依然として、意識や社会慣習のうえで、男女の固定的な役割分担に関する考え方が根強く残っており、就労や政策決定の場、さらに、家庭内においても、男女平等が完全に実現しているとはいえ、その個性や能力を十分に発揮するには、多くの課題が残されているのが現状です。

男女共同参画社会の実現を図るためには、多種多様な職業の選択ができ、そして、介護や育児、社会参加活動などと「仕事の両立」が可能となる総合的な支援策を推進し、職場、地域社会、家庭内において対等な人間関係の構築が必要です。

さらに、本町においては、女性の労働状況や雇用環境、地域社会への参画状況などの各指標から、地域独自の課題があり、解決に向けた取組みを進めるための施策や啓発、体制づくり、学習活動などを推進していく必要があります。

## 《施策の概要》

## 1) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するために、各種委員会や審議会など政策決定の場への女性の参画を図り、社会的気運の高揚を図ります。

また、広報などを通じての情報提供や各種講座、講演会を開催し、職場や家庭、地域において広く男女平等意識の啓発に努めます。

## 2) 女性の参画の体制と指導者等の養成

女性が職場や家庭において、能力を十分に発揮でき、積極的に参画することができる環境の整備や参画を通じての指導者・リーダーの養成に努めます。

\*ライフスタイル……13頁参照



《主な施策及び内容》

主要施策	主要施策の内容	
	前期	後期
男女共同参画の推進	①各種委員会や審議会などへの女性登用の推進 ②地域、職場における男女共同参画の意識啓発 ③広報等による男女共同参画意識の啓発 ④男女共同参画のための講座・講演会の実施	
女性の参画の体制と指導者等の養成	①女性団体等への活動支援 ②女性活動リーダー養成等の人材育成支援	



## 參考資料

---

## ○神流町総合計画策定条例

平成24年6月28日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的、かつ、計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、神流町総合計画審議会条例（平成15年神流町条例第21号）第1条に規定する神流町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○神流町総合計画審議会条例

平成15年4月1日  
条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、神流町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、神流町総合計画に関する事項について、調査し、及び審議する。

(構成)

第3条 審議会は、委員12人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 一般住民7人
- (2) 識見を有する者5人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、神流町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例（平成15年神流町条例第35号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する

#### 神流町総合計画審議会委員名簿

	区 分	氏 名	摘 要
1	識見を有する者	西 澤 晃	
2	〃	黒 澤 仲 市	
3	〃	三 木 法 夫	
4	〃	小 柏 利 英	
5	〃	黒 田 高 弘	
6	一般住民	黒 澤 知 光	
7	〃	新 井 勝 彦	
8	〃	上 村 英 彦	
9	〃	黒 田 哲 生	
12	〃	阿 藤 哲 也	
10	〃	新 井 剛	
11	〃	黒 田 春 美	



## ○神流町総合計画策定委員会規程

平成15年4月1日

訓令第14号

(設置)

第1条 神流町総合計画策定事務を円滑に推進するため、神流町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を策定するための調査、研究、企画等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副町長、副委員長には総務課長を充てる。
- 3 委員は、課（局）長、その他町長が任命した者とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(補助組織)

第6条 委員会は、計画策定の補助組織としてプロジェクトチームを設置することができる。ただし、プロジェクトチームに関することは、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 計画の策定に係る事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、総務課とする。

(任期)

第8条 委員及び事務局員は、計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日訓令第36号）

この訓令は、平成15年9月24日から施行する。

附 則（平成19年3月12日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日訓令第4号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

#### 神流町総合計画策定委員会名簿

	区 分	氏 名	摘 要
1	委 員 長	齋 藤 清 美	副町長
2	副委員長	齋 藤 福 蔵	総務課長
3	委 員	土 屋 秀 丸	住民生活課長
4	〃	黒 澤 安 洋	保健福祉課長
5	〃	新 井 岩 男	産業振興課長
6	〃	岩 崎 和 義	建設課長
7	〃	木 崎 英 巳	会計課長
8	〃	新 井 昇	議会事務局長
9	〃	近 藤 昌 弘	教育委員会事務局長

### ○神流町総合計画策定プロジェクトチームの設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1 神流町総合計画策定委員会設置規程（以下「規程」という。）第6条に基づき、神流町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の補助組織、神流町総合計画策定プロジェクトチームの設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 神流町総合計画を策定するため、神流町総合計画策定員会に、神流町総合計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(チームの組織及び事務分掌)

第3 チームの組織及び事務分掌は、神流町総合計画策定に必要な実務作業を効率的に推進するため、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務プロジェクトチーム 消防、交通、財政、情報、戸籍、税務及びその他チームに属さないもので必要と認めるものについて、現状分析及び将来計画の立案
- (2) 福祉・教育プロジェクトチーム 保健、福祉、医療、教育及びその他チームに属さないもので必要と認めるものについて、現状分析及び将来計画の立案
- (3) 産業・環境プロジェクトチーム 農林業、商工業、観光、道路、水道、環境及びその他チームに属さないもので必要と認めるものについて、現状分析及び将来計画の立案

(構成員)

第4 前条各号に定めるチームの構成員は、別表に掲げる参事、課長補佐及びその他の職員をもって構成する。

2 それぞれのチームには、構成員の互選によりリーダー及びサブリーダーを各1名置くものとする。

3 構成員の任期は、第2次神流町総合計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第5 リーダーは、チームの事務を統括し、必要に応じて随時開催するものとし、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

3 リーダーが必要と認めるときは、チーム以外の職員を会議に出席させ、意見を求

めることができる。

4 リーダーは、必要に応じ、チームの策定経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6 チームの庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、チーム運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

## 神流町総合計画策定プロジェクトチーム名簿

### 1. 総務プロジェクトチーム

	課名	職名	氏名	摘要
1	総務課	補佐	黒田純文	リーダー
2		補佐	香西順子	
3		主査	飯塚洋樹	
4		主査	仲澤幸弘	
5	会計課	補佐	黒澤英丹	サブリーダー
6	住民生活課	補佐	齋藤英樹	
7		係長	高橋真貴子	

### 2. 福祉・教育プロジェクトチーム

	課名	職名	氏名	摘要
1	保健福祉課	補佐	小林敏	
2		補佐	黒田幸男	サブリーダー
3		係長	岩崎和子	
4		係長	黒田美子	
5	住民生活課	主査	田村真弓	
6		主査	新井明子	
7	教育委員会	参事	宮前喜由	リーダー
8		補佐	黒澤義明	

### 3. 産業・環境プロジェクトチーム

	課名	職名	氏名	摘要
1	建設課	補佐	新井史郎	リーダー
2		補佐	黒澤永知	
3		係長	新井勝之	
4		係長	大野康史	
5	産業振興課	補佐	高橋三喜男	
6		補佐	阿藤哲也	
7		係長	吉田達	
8		主査	黒澤英雄	
9	住民生活課	補佐	新井宏美	サブリーダー
10		主査	黒澤貴彰	

神流町総合計画「まちづくり会議」名簿

	氏名	摘要
1	大谷 彰	
2	坂本 英夫	
3	黒澤 建広	
4	今井 祐市	
5	町田 源治	
6	今井 隆	
7	平松 譲	
8	三澤 望太	
9	木村 亮介	
10	上村 英彦	

策定事務局

	職名	氏名	摘要
1	課長	齋藤 福蔵	
2	参事	新井 昇	
3	係長	野村 佳男	
4	主事	関 裕介	
5	主事	齋藤 篤人	

神流町第75-1号  
平成25年1月28日

神流町総合計画審議会  
会長 西澤 晃 様

神流町長 宮前 鍬十郎

第2次神流町総合計画（案）について（諮問）

平成25年度から平成34年度までの10年間のまちづくりの指針となる第2次神流町総合計画を策定したいので、神流町総合計画策定条例第3条及び神流町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



平成25年2月26日

神流町長 宮前 銀十郎 様

神流町総合計画審議会  
会長 西澤 

### 第2次神流町総合計画（案）について（答申）

平成25年1月28日付け神流町第75-1号で諮問のありました第2次神流町総合計画（案）について、下記のとおり答申します。

#### 記

当審議会では、貴職より諮問のあった第2次神流町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものと認められ、案を了承するとの結論を得たので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に配慮されるよう要請します。

- 1 計画の推進にあたっては、当審議会の審議、町民アンケート及びまちづくり会議をはじめとした町民の意見を尊重して欲しい。そして、基本計画の変更及び重要な事業の決定はプロセスの一つとして、事前に町民等からパブリックコメント・地区懇談会等の広聴の機会を設ける手法により、時代の趨勢又は住民意識と乖離のない政策を推進し、より質の高い成果をあげられるよう取り組んでいただきたい。
- 2 日々変化する社会情勢に対応すべく、町の将来を見据えた的確で適切な施策を実施していただきたい。

## 第2次神流町総合計画

---

- 発行日 ■ 平成25年3月
  - 発 行 ■ 神流町
  - 編 集 ■ 神流町総務課企画係  
群馬県多野郡神流町大字万場90-6  
TEL 0274-57-2111  
FAX 0274-57-2715  
URL <http://town-kanna-gunma.jp/>
  - 印 刷 ■ 朝日印刷工業株式会社
-

## 町章

清流、山の緑を背景に、泳ぐこいのほりは「かな」の「か」。全体の形は恐竜の足跡をイメージしています。



《町の花》  
ミツバツツジ



《町の木》  
ケヤキ



《町の鳥》  
メジロ

発行 ● 神流町

編集 ● 神流町総務課企画係